

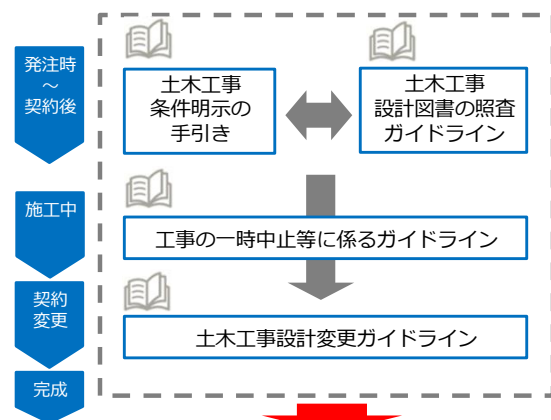
「工事施工の円滑化4点セット」改訂について

○ 工事施工における受発注者間のコミュニケーションを充実させるため、これまで個々に作成していたガイドラインを「工事施工の円滑化4点セット【統合版】」として集約し、よりわかりやすく内容を充実

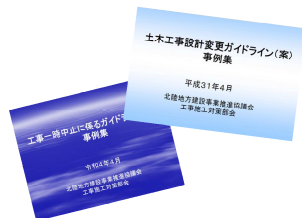
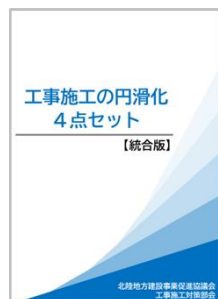
I 工事施工の円滑化4点セットについて

Point

より使いやすいよう各ガイドラインを集約



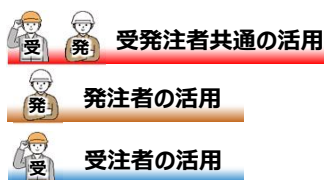
工事施工の円滑化4点セット【統合版】として集約



工事の一時中止・設計変更【事例集】は現行版を活用

Point

受発注者それぞれの活用方法を分かりやすいデザインに



II 土木工事条件明示の手引き

Point

施工条件として必要な項目に精査

■チェック項目

- 1 工程関係
- 2 用地関係
- 3 公害関係
- 4 安全対策関係
- 5 工事用道路関係
- 6 仮設備関係
- 7 建設副産物関係
- 8 工事支障物件等
- 9 薬液注入関係
- 10 無線設備関係
- 11 その他

Point

発注機関により修正等が必要と思われる項目を着色

■チェックリスト

発注機関により修正等が必要と思われる項目を着色	発注機関により修正等が必要と思われる項目を着色	発注機関により修正等が必要と思われる項目を着色
1 工程関係	2 用地関係	3 公害関係
4 安全対策関係	5 工事用道路関係	6 仮設備関係
7 建設副産物関係	8 工事支障物件等	9 薬液注入関係
10 無線設備関係	11 その他	

Point

概数・概略発注工事の条件明示項目を見直し数量又は設計成果提示時期の明示を徹底

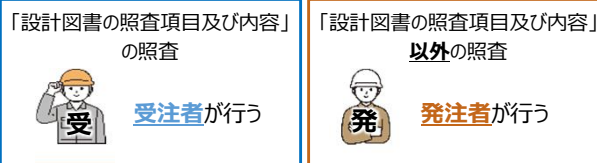
III 土木工事設計図書の照査ガイドライン

Point

照査に関連する受発注者の責任の表現を明確化

■受発注者が行う作業の位置付け

必要な設計図書の照査内容



照査後

設計図書の訂正、変更、追加調査

計画の見直し、図面の再作成、追加調査の実施等
発注者が行う

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

■工事一時中止区分の違い

	一時中止	一部一時中止
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期する	中止に伴う影響期間分を工期延期する

■中止期間と増加費用の範囲

中止時期	準備期間		本工事中
	契約後準備工事着手前	準備工事期間	
3ヶ月以内の場合	増加費用は計上しない	積上げ計上	標準積算(率)+積上げ計上
3ヶ月を超える場合	増加費用は計上しない	積上げ計上	積上げ計上

Point

工事一時中止区分の違いや増加費用の範囲を明確化

V 土木工事設計変更ガイドライン

Point

設計変更における留意事項を記載

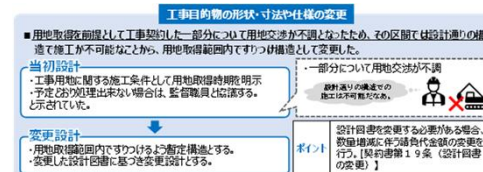
■変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応

変更見込金額（変更累計金額）が請負代金額（当初請負代金額）の30%を超えたことをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

Point

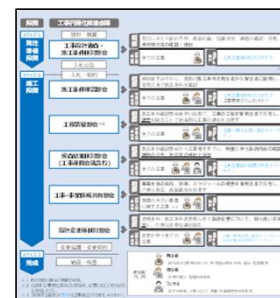
設計変更事例を追加

■設計変更の事例



VI 受発注者間のコミュニケーション

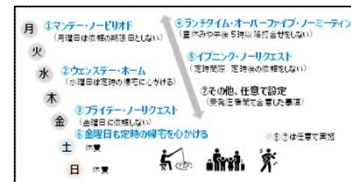
■工事円滑化推進会議



Point

受発注者間のコミュニケーションに関する取組内容等を整理

■ウィークリースタンス



工事施工の円滑化 4点セット

【統合版】



北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

はじめに

公共土木工事の円滑な施工には、発注者・受注者双方の適切な対応と協力が不可欠です。

しかし、現場では条件明示の不足、設計図書の不備や解釈の相違、予期せぬ事態における設計変更や、受注者の責に帰することができない事由による工事の一時中止に関する対応において見解の相違など、様々な課題が指摘されてきました。

こうした状況を踏まえ、北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会では、官民協働により「土木工事条件明示の手引き」「設計図書の照査ガイドライン」「工事一時中止ガイドライン」「設計変更ガイドライン」を策定し、改訂を重ねてきました。

今回、各ガイドラインの活用を通じて明らかになった課題を踏まえ、より実務に役立つ内容へ改訂しました。さらに、「工事施工の円滑化 4 点セット（統合版）」として集約し、より分かりやすく、使いやすい形に整えました。

本ガイドラインが広く活用され、公共工事の品質確保と円滑な事業推進に寄与することを心より願っております。

令和 8 年 3 月

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会長

「北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会」とは

北陸地方の**工事施工における**安全管理や現場環境などの**諸課題に対し、官民相互の協力により対応策を収集・検討し、魅力ある建設事業を**効率的かつ効果的に**推進**するため、平成2年5月に設置。

委員

受注者

(一社)新潟県建設業協会
(一社)富山県建設業協会
(一社)石川県建設業協会
(一社)日本建設業連合会北陸支部
(一社)日本道路建設業協会北陸支部
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部



発注者

新潟県・富山県
石川県・新潟市
東日本高速道路(株)新潟支社
中日本高速道路(株)金沢支社
北陸地方整備局



工事施工の円滑化4点セット【統合版】 目次

I	工事施工の円滑化4点セットについて	3
	1 背景	4
	2 活用のポイント	5
	3 策定・改訂経緯	6
II	土木工事条件明示の手引き	7
	1 背景・目的	8
	2 活用方法	9
	3 留意事項	10
	4 内容	11
	5 参考資料	21
III	土木工事設計図書の照査ガイドライン	22
	1 背景・目的	23
	2 活用方法	24
	3 内容	25
IV	工事一時中止等に係るガイドライン	38
	1 背景・目的	39
	2 活用方法	40
	3 留意事項	41
	4 内容	42
V	土木工事設計変更ガイドライン	69
	1 背景・目的	70
	2 活用方法	71
	3 留意事項	72
	4 内容	74
VI	受発注者間のコミュニケーション	84
	1 工事円滑化推進会議	85
	2 ワンデーレスポンス	88
	3 ウィークリースタンス	89
	4 良くわかる〇〇シリーズ	90
	5 工事書類スリム化ガイド	91
VII	参考資料	92
	1 公共工事標準請負契約約款	93

I 工事施工の円滑化4点セットについて

1	背景	4
2	活用のポイント	5
3	策定・改訂経緯	6

I 工事施工の円滑化4点セットについて

1 背景

■ 公共工事の基本的考え方

- 公共工事の品質を確保するためには、適正な工期、適正な予定価格をもとに発注し、技術と経営に優れた建設企業が適切に施工することが基本となる。

■ 現状における課題

- 土木工事は、当初発注時点では予見できない事態が発生しやすい。
- 施工過程において発生する地質など自然条件の変化に伴う設計条件の変更に対し、受発注者における費用等のとらえ方に相違がある場合もあり、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたしている。
- 予見できない事態に備え、前提条件を明確にし設計変更を円滑に行う必要がある。
- 工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

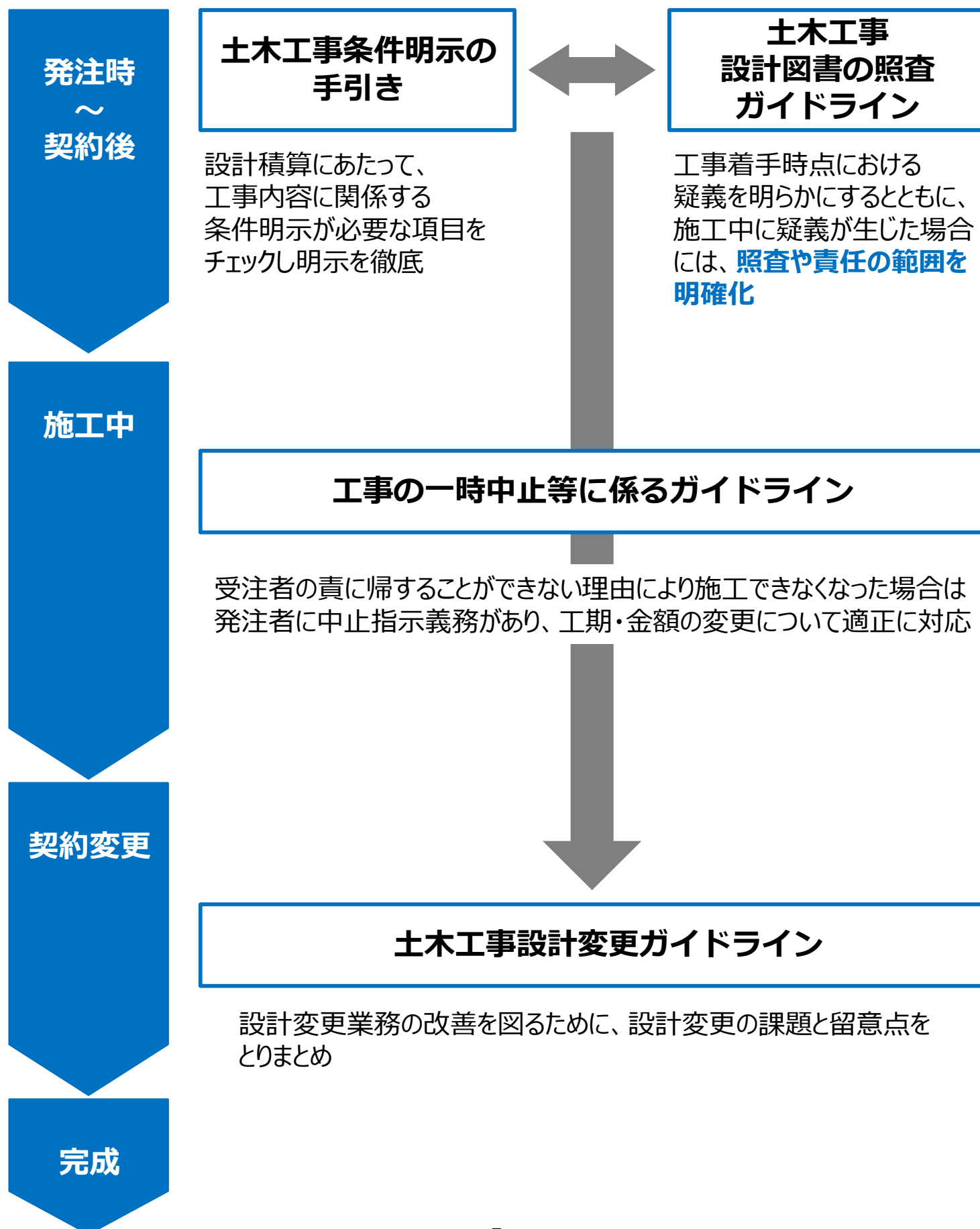
■ 工事施工の円滑化4点セットの活用

- 発注準備から工事完成まで、円滑な工事施工を図るため、条件明示の徹底を図る「土木工事条件明示の手引き」設計図書の照査や責任範囲を明確化する「土木工事設計図書の照査ガイドライン」工事の一時中止に適切に対応するための「工事の一時中止等に係るガイドライン」設計変更に関する留意点をまとめた「土木工事設計変更ガイドライン」を「工事施工の円滑化4点セット」として作成した。
- 建設業が魅力ある産業として認知されるため、工事の現場環境や受発注者間におけるコミュニケーションの更なる改善に取り組む際に本ガイドライン等を参考として活用されたい。

※官庁営繕工事については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」等国土交通省ホームページに掲載された『官庁営繕工事の円滑な施工確保対策』を活用すること(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000006.html)

I 工事施工の円滑化4点セットについて

2 活用のポイント



I 工事施工の円滑化4点セットについて

3 策定・改訂経緯

	策定・改訂		主な内容
土木工事条件明示の手引き(案)	H16.4	素案	
	H17.3	Ver.1	
	H20.4	Ver.1.2	
	H24.2	改訂	明示事項の時点修正
	H26.8	改訂	
	H26.9	概要版	
	H27.5	改訂	明示事項の時点修正
	H29.10	改訂	明示事項の時点修正
	R2.4	改訂	明示事項の時点修正
	R3.4	改訂	明示事項の時点修正
	R7.3	改訂	明示事項の時点修正
土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)	H18.3	初版	
	H20.4	改訂	
	H24.2	改訂	契約実務要覧等を更新
	H26.8	改訂	共通仕様書の章番号変更による見直し
	H26.9	概要版	
	H27.5	改訂	表を見やすく改良、最新の仕様書等に合わせる時点修正等
	R2.4	改訂	照査項目の見直し等
工事の一時中止に係るガイドライン(案)	H20.4	初版	
	H24.2	改訂	事例集の事例追加
	H26.8	改訂	中止期間中の現場維持等の費用(基準)が見直し
	H26.9	概要版	
	H27.5	改訂	最新の基準、仕様書等にあわせる時点修正
	H29.10	改訂	手続き様式新規追加
	R2.4	改訂	基本フローを一部修正
	R3.4	改訂	増加費用算出の係数改定
	R4.3	改訂	基本フローを一部修正、事例集(45→61事例)
土木工事設計変更ガイドライン(案)	H20.4	初版	
	H24.2	改訂	事例集の事例追加、改良
	H26.8	改訂	一時中止ガイドラインの見直しによる修正
	H26.9	概要版	
	H27.5	改訂	表を見やすく改良、最新の仕様書等に合わせる時点修正等
	H31.4	改訂	一部変更指示における概算額明示追記
	R2.4	改訂	照査ガイドライン(転写)、契約実務要覧等を更新

Ⅱ

土木工事条件明示の手引き

1	背景・目的	8
2	活用方法	9
3	留意事項	10
4	内容	11
①	条件明示の項目別チェックリスト（項目・構成）	11
②	条件明示の項目別チェックリスト	12
5	参考資料	21

1 背景・目的

- ✓ 工事の発注に際しては、施工地域の自然条件や社会条件、施工時期などの制約条件が工事ごとに異なることから、関連する**施工条件を設計図書に明示**することによって、**工事の適正で円滑な施工が可能**
- ✓ しかし実態は、受発注者間で表現や受け取り方などに相違が生じ、積算額に大きな差が生じるケースや、条件の考え方に相違が生じるケースが見受けられた



条件明示の徹底を図るため

「土木工事条件明示の手引き」を作成



2 活用方法

※発注機関により設計図書や必要な条件明示項目が異なることから、チェックリストの活用方法は各発注機関の判断によるものとする。



受発注者共通の活用

- 各種工事に対応できる基本的事項を掲載した**チェックリスト**として活用



発注者の活用

- 積算や設計図書作成に先立ち、予め現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとして、また条件を整理する実践的なフォーマット（様式）として活用
- 積算担当者の現場確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化
- 現場条件に適合した積算及び特記仕様書の作成を支援
- 具体的特記仕様書の作成にあたり、各発注部署で作成されている特記仕様書記載例の中から必要な項目を選択できる
- 積算部署と監督職員が情報共有することにより、施工時の調整や協議の際の内訳データとして活用し、円滑化に寄与
- 「工事設計審査・施工条件検討部会」「施工条件確認部会」等において、条件明示の確認・チェックリストとして活用
- 工事の入札公告時に「チェックリスト」を見積参考資料（別紙）として活用

● : 直轄の取り組み



受注者（見積者）の活用

- 施工経験の少ない場合には、参考資料として活用
- 現場条件の確認時の手引きとして位置づけることにより、現場調査・測量時に活用
- 現場説明時の質問事項の検討資料として活用
- 契約締結後の契約書第18条「条件変更等」の確認資料として活用
- 施工途中における施工条件に係る変更や新規条件の検討時の手引きとして活用
- 「施工条件確認部会」等において、条件明示の確認・チェックリストとして活用
- 入札参加希望者は、公告資料に対する質問の検討資料として活用

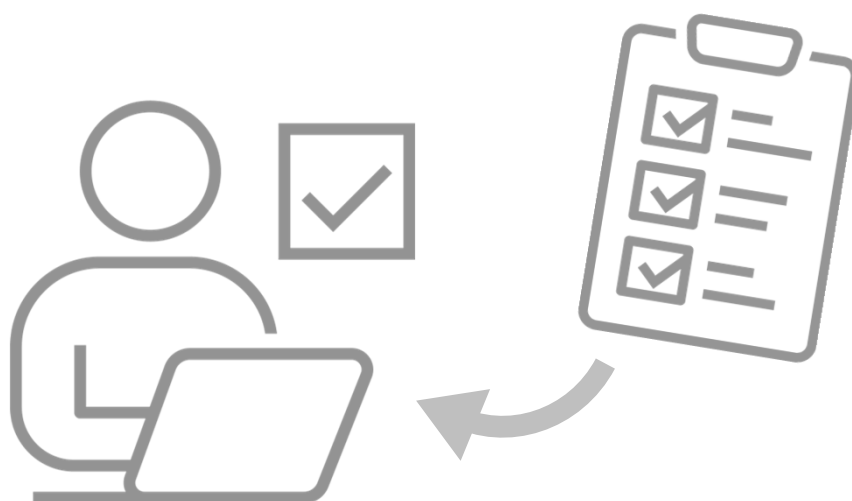
● : 直轄の取り組み

3 留意事項

- 本手引き（案）は、積算や設計図書、施工計画書等の作成時の参考資料として活用するものであり、**請負契約上の拘束力を生ずるものではない。**
 - ・ すべての施工条件を網羅することは不可能
 - ➡ **必要に応じて明示事項を追加して活用**
 - ・ 「明示されない施工条件」「明示事項が不明確な施工条件」がある場合
 - ➡ **受発注者協議により適切に対応**
- 本手引きのチェックリストは、項目の追加や工事ごとの活用も容易にできるよう表計算ソフト（Excel）で作成されているため、**電子データでの活用**をお勧め

**■ 土木工事条件明示の手引き
条件明示チェックリスト**

【Excel版】



4 内容

1 条件明示の項目別チェックリスト（項目・構成）

「条件明示について」※（国土交通省大臣官房技術調査課長）における**明示項目**及び**明示事項**を基本として、工事施工対策部会等の意見を反映し作成。※ **5** 参考資料 を参照

■ 項目

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 工程関係 | 7 建設副産物関係 |
| 2 用地関係 | 8 工事支障物件等 |
| 3 公害関係 | 9 薬液注入関係 |
| 4 安全対策関係 | 10 無線設備関係 |
| 5 工事用道路関係 | 11 その他 |
| 6 仮設備関係 | |

■ 記載例

5 余裕工期を設定した工事の着手時期		対象 有	対象 無	特記該当項目
① 全体工期とともに、余裕期間の完了年月日（実工事着手日の前日）と「期間中は、資材の搬入および仮設物の設置等の工事を行わない。」ことを明示する。 ② 余裕工期の発注方式を明示 ☐ 発注者指定 ☐ 任意着手 ☐ フレックス		☐	☐	④
全体工期	余裕期間	留意事項		備考
⑤				
6 地上物件・地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約		対象 有	対象 無	特記該当項目
① 必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により、変更がある場合には別途協議することをあわせて明示する。 ② 特に移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示する。 ③ 埋蔵文化財については、施工に併せて発掘調査を実施する場合も有る。 （発掘調査中は、完了時期を明示、施工と発掘調査を実施する場合は期間・内容を明示）		☐	☐	
地下埋設物・埋蔵文化財の種類	地下埋設物・埋蔵文化財の管理者	事前調査・移設の期間		協議状況 備考

①明示項目・明示事項

②条件明示のポイント ……明示対象を判断する際のポイント

③対象の有無 ……当該工事において明示対象か否か

④特記該当項目 ……特記仕様書の該当箇所（例：P.1 第2条 3項）

⑤条件明示の具体内容 ……明示対象となる具体的内容

※着色項目：発注機関により修正等が必要と思われる項目

条件明示項目は各発注機関で異なるため、適宜修正・削除し使用すること

2 条件明示の項目別チェックリスト

項目は、各発注機関に応じて修正・削除しても良い

1. 工程関係

1 影響を受ける他の工事				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)				☐	☐		
② 後から発注される予定の工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)				☐	☐		
③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)				☐	☐		
他工事の名称		その発注者		影響を受ける箇所		影響を受ける期間	
影響を受ける工事内容		具体的制約内容				備考	
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。 (観光シーズン期の施工中止や、交通渋滞等を回避するための夜間施工等の検討)				☐	☐		
② 出水期や積雪・融雪期において、施工を中止あるいは休止する必要があるか。 (河道内の出水期での施工や、雪崩の恐れのある区域の施工は要検討)				☐	☐		
③ 漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。				☐	☐		
④ 自然環境の保全に關する制約の有無を明示する。 (猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約)				☐	☐		
自然的・社会的要因		施工内容		施工箇所		施工時期	
施工方法		具体的制約内容				備考	
3 関連機関等との協議に未成立のものがある場合の制約等				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 協議の成立時期が具体的に見込める場合は、「現在、協議中であることと、成立見込みの時期およびその制約される内容等」を明示する。 (成立見込みがない場合にも、成立目途の日安を明示する。例：〇〇年〇〇月目途)				☐	☐		
② 協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容および制約される内容等について明示する。				☐	☐		
③ 協議の必要性はあるが、未実施である場合は関連機関、内容、協議実施予定者(発注者/受注者)を明示する。				☐	☐		
関連機関等		制約内容		協議内容		成立見込時期	協議状況
							備考
4 関係機関、自治体等との協議の結果、工程に影響を受ける特定条件				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 施工時期等について付された条件を、具体的に明示する。				☐	☐		
② 当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、処理および対策についての協議を行うことを明示する。				☐	☐		
機関・自治体名		影響項目		影響範囲・内容		規制期間	規制時間
5 余裕工期を設定した工事の着手時期				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 全体工期とともに、余裕期間の完了年月日(実工事着手日の前日)と「期間中は、資材の搬入および仮設物の設置等の工事を行ってはならない。」ことを明示する。				☐	☐		
② 余裕工期の発注方式を明示 ☐ 発注者指定 ☐ 任意着手 ☐ フレックス				☐	☐		
全体工期		余裕期間		留意事項			備考
6 地上物件・地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により、変更がある場合には別途協議することをあわせて明示する。				☐	☐		
② 特に移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示する。				☐	☐		
③ 埋蔵文化財については、施工に併せて発掘調査を実施する場合も有る。 (発掘調査中は、完了時期を明示、施工と発掘調査を実施する場合は期間・内容を明示)				☐	☐		
地下埋設物・埋蔵文化財の種類		地下埋設物・埋蔵文化財の管理者		事前調査・移設の期間		協議状況	備考
7 設計工程上の作業不能日数				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① トンネル内工事や工場製作工事以外では、雨天、強風、降雪、波浪による休止日数や休日等の日数を明示する。また、トンネル内工事でも資機材等の搬出入に影響がある場合は同様に明示する。				☐	☐		
② 工期の算定条件の明示				☐	☐		
準備期間		後片付け期間		雨休率		地元調整等による工事不可能期間	その他

8 出水期における作業可能工種【河川・砂防工事対象】				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 河川区域及びその周辺で行われる河川工事等において、出水期の明示および出水期においても施工を可能とする工種等を明示する。				☐	☐	
出水期の期間				施工を可能とする工種		
9 現場条件による工法の制限の結果、工程に影響を受ける場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工程に影響を与える特殊な工法の有無				☐	☐	
対象工種	場所	日数	内容		備考	
10 概算数量発注・概略設計による発注工事の場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 概算数量発注工事（詳細設計はあるが、設計数量を確定させていない工事）において、設計数量の提示時期もしくは、設計数量の確定後速やかに契約変更する旨を明示する。				☐	☐	
② 概略発注工事（詳細設計図及び設計数量が用意出来ない工事）において、設計数量及び詳細設計成果の提示時期を明示する。				☐	☐	
対象工種	区間	詳細設計完成時期	測量・地質の成果有無	別途業務への指示（測量・地質・設計）		備考

2.用地関係

1 工事用地等に未処理部分がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 用地・立木の取得が終了していない場所、範囲、面積、工種及び確保の見込み時期等を明示する。				☐	☐	
② 期日までに用地取得が出来ない場合の工事工程への配慮を明示する。				☐	☐	
③ 保安林解除や未処理部分等に規制がある場合には、解除時期や未処理部分を明示する。				☐	☐	
④ 官民境界が未確定部分がある場合は当該区間及び協議状況を明示する。				☐	☐	
場所	範囲	面積	取得見込時期	該当工種	協議・交渉状況	備考
2 使用後の復旧条件がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工事用地等の使用終了後に復旧条件がある場合は、完了予定日とその内容を具体的に明示する。				☐	☐	
場所	範囲	面積	復旧完了予定日	復旧条件		備考
3 工事用仮設道路、資機材置場、仮設ヤード等の用地を借地する必要がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 発注者が地権者と借地契約し確保する場合に明示する。				☐	☐	
② 場所、範囲、面積、工種、期間、使用条件、重要施設の有無、使用後の復旧方法等を明示する。				☐	☐	
③ 借地上に支障物件等の処置が必要になった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示する。				☐	☐	
場所	範囲	面積	期間	使用条件・復旧方法		備考
4 官有地等を使用させる場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 使用する土地の場所、範囲、面積、使用条件、及び使用料の負担の有無を明示する。				☐	☐	
② 仮設ヤード周辺への立ち入り防止柵等の設置に条件がある場合はその内容を明示する。				☐	☐	
③ 造成が必要な荒地等を使用させる場合は、その内容を明示する。				☐	☐	
場所	範囲	面積	使用条件・復旧方法			備考

3.公害関係

1 公害防止のため、施工方法、機械設備、作業時間等に制限がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 特定の工種について、施工方法、機械施設、施工時間を指定する場合は、その内容を明示する。				☐	☐	
② 騒音、振動等の測定を指定する場合は、その内容等を明示する。				☐	☐	
③ 公害に関する特定地域指定がある場合はその地域を明示する。				☐	☐	
④ 地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示する。				☐	☐	
対象工種	範囲または測定場所	時期	内容		備考	
2 水替、流入防止施設が必要な場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 対象工種、規模、範囲、期間等を明示する。				☐	☐	
対象工種	規模	範囲	排水時間	期間	備考	
3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合はその内容を明示する。				☐	☐	
対象工種	時期	処理施設	排水の水質目標値		排水場所	備考

4 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する家屋・工作物その他への事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分と、その調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等を明示する。					☐	☐		
② 防塵対策・泥落対策の具体的な対策方法 (騒音や振動調査を指定する工事が対象)					☐	☐		
懸念事項	事前・事後	調査時期	調査範囲・対象件数	調査方法	報告書の有無	調査指示	備考	
5 油漏れ等に対策を必要とする場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 油漏れや重金属等の対策を必要とする場合はその内容を明示する。					☐	☐		
対象工種	対象機械	時期	実施方法・必要資材			備考		

4.安全対策関係

1 交通安全施設等の指定				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 車線減少等の規制を伴う場合は、その内容と期間を明示する。				☐	☐		
② 歩道通行帯を確保する場合は、路面状況等その内容と期間を明示する。				☐	☐		
③ 夜間作業を伴う場合は、その内容と期間を明示する。				☐	☐		
④ 現場特有の理由で交通規制の方法が限定される場合その内容を明示する。				☐	☐		
交通安全施設	工種	設置期間	内容			備考	
2 下記施設等と近接する工事				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 近接する工事での施工法、作業時間等の制約がある場合は、その内容を明示する。							
鉄道				☐	☐		
ガス				☐	☐		
電気				☐	☐		
電話				☐	☐		
上水道				☐	☐		
下水道				☐	☐		
光ファイバ施設				☐	☐		
NEXCO施設				☐	☐		
医療施設				☐	☐		
学校施設				☐	☐		
文化財				☐	☐		
その他()				☐	☐		
② 情報通信光施設と近接する工事がある場合は、切断等の事故防止対策を明示する。 (対象は道路工事)				☐	☐		
近接施設	管理者	協議状況	内容	立会条件		備考	
3 下記危険要因に対する防護施設等				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 防護施設が必要な場合は、その内容を明示する。							
落石				☐	☐		
雪崩				☐	☐		
土砂崩壊				☐	☐		
土石流				☐	☐		
補強が必要な既存構造物				☐	☐		
危険要因	工種	防護施設	内容・規格	期間		備考	
4 保全設備・保安要員の配置等				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 交通誘導警備員、保全設備、保安要員の配置を指定する場合は、その内容を明示する。							
交通誘導警備員A、B				☐	☐		
警戒船				☐	☐		
保全設備				☐	☐		
保安要員				☐	☐		
鉄道工事管理者				☐	☐		
保全設備・保安要員	工種	場所	期間・時間	員数・規格		交代要員	備考
5 発破作業等の制限				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 発破作業等に制限がある場合は、その内容を明示する。							
交通誘導警備員				☐	☐		
警戒船				☐	☐		
保全設備				☐	☐		
保安要員				☐	☐		
制限作業	工種	場所	期間・時間	内容		備考	

6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 換気設備等が必要な場合は、その内容を明示する。			☐	☐	
換気設備等 危険防止対策の工法・設備			☐	☐	
危険要因	工種	危険防止対策の工法内容、設備の規格・規模			備考
7 高所作業における対策			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 高所作業における落下・墜落等対策を指定する場合はその内容を明示する。			☐	☐	
工種	場所	対策の内容、設備の規格・規模			備考
8 仮締切の設計対象水位(流量)			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 仮締切の設計対象水位(流量)を明示する。			☐	☐	
9 砂防工事の安全確保のために必要な情報提供【砂防工事対象】			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 安全確保のために必要な地形・地質特性を記載する。			☐	☐	
② 過去に発生した土砂移動現象を明示する。			☐	☐	
③ 土石流に対する安全対策における土石流監視員の人数を明示する。			☐	☐	

5. 工事用道路関係

1 一般道路を搬入路として使用する 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 運搬経路に制限がある場合や、経路を指定する場合は、その内容を明示する。					☐	☐	
② 搬入路の使用及び使用後に配慮すべき処置、対応がある場合その内容を明示する。					☐	☐	
③ 地元対策上特に特記すべき事項がある場合はその内容を明示する。					☐	☐	
経路	期間	時間帯	制限内容			備考	
①							
区間	期間	処置・対応内容			備考		
②							
特定資材・機材名	搬入経路	期間	時間	対応・配慮内容			備考
③							
2 仮道路を設置する 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 仮道路の幅員・構造等を指定する場合は、その内容を明示する。					☐	☐	
② 借地により仮道路を設ける場合は、借地料の負担があるか否か明示する。					☐	☐	
③ 維持補修の必要がある場合はその内容を明示する。					☐	☐	
④ 仮道路に安全施設が必要な場合はその内容を明示する。					☐	☐	
⑤ 工事終了後存置または撤去するか明示し、撤去の場合はその内容を明示する。					☐	☐	
⑥ 地元対策上特に特記すべき事項がある場合はその内容を明示する。					☐	☐	
区間	幅員	延長	構造	その他仕様			備考
①							
区間	借地料負担金額	維持補修内容	維持補修の時期および頻度			備考	
②③							
区間	安全施設設置期間	安全施設内容			備考		
③							
区間	存置・撤去	運搬場所	運搬数量	使用後の処置			備考
⑤							
特定資材・機材名	搬入経路	期間	時間	対応・配慮内容			備考
⑥							
3 一般道路を交通規制等により占有する 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 交通規制を行う場合は、事前に関係機関と協議する旨を明示する。					☐	☐	
② 交通規制を行い占有する場合、その内容を明示する。					☐	☐	
区間	協議機関	期間	時間	規制内容			備考
4 他の工事と工事用道路を共用する 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 他の工事と工事用道路を共用する場合は、工事用道路の管理者を明記すると共に、その内容を明示する。					☐	☐	
② 維持補修の必要がある場合は、その内容を明示する。					☐	☐	
工事用道路の管理者	区間	共用する工事名	期間	配慮事項			備考
5 工事用道路の使用に制限がある 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 搬入路の幅員、高さ等により、資機材の搬出入時に制約や規制がある場合、その内容を明示する。					☐	☐	
区間	期間	時間帯	制限内容			備考	

6.仮設備関係

1 他の工事に引き継ぐ場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 引き渡す場合は、その内容、時期、条件等を明示する。					☐	☐		
② 引き渡しに当たって、構造等安全性の確認、検査等を行う場合は、その実施日時、内容等を明示する。					☐	☐		
仮設物の名称	施工者	撤去・損料負担者	引き渡し時期	維持管理等条件			備考	
①								
仮設物の名称	確認・検査内容		検査日時	条件等			備考	
②								
2 引き継いで使用する場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 引き継ぐ場合は、その内容、時期、条件等を明示する。					☐	☐		
② 引き継ぎに当たって、構造等安全性の確認を行い疑義等が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し協議する旨を明示する。					☐	☐		
仮設物の名称	前・施工者	引き継ぎ確認事項	引き継ぎ時期	条件			備考	
3 構造及び施工方法を指定する場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 存置期間、規模、使用材料、規格、数量を明示する。					☐	☐		
仮設物の名称	存置期間	規模	使用材料	規格	数量	施工方法	備考	
4 設計条件を指定する場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 技術上の必要性から設計条件を指定する場合はその条件内容を明示する。 (仮締切の設計水位等が該当する他、地元協議等に基づき設計条件を指定する場合がある)					☐	☐		
② 工事車両を対象とした仮橋、迂回路等は幅員・構造の設計条件を明示する。					☐	☐		
③ 指定仮設で一般的でない(物価版に掲載のない)資材を使用する場合は明示する。					☐	☐		
仮設物の名称	設計条件						備考	
5 除雪が必要となる場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 冬期施工で除雪が想定される場合は、その内容を明示する。					☐	☐		
工種	期間	内容					備考	

7.建設副産物関係

1 建設副産物を搬出する、特定建設資材を使用する工事					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 建設副産物情報交換システム登録対象工事である旨明示する。					☐	☐		
② 建設リサイクル法対象工事であるか明示する。					☐	☐		
2 建設発生土及び建設汚泥処理土					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 工事現場から50kmの範囲内にある発生土を利用する他の建設工事に搬出する。					☐	☐		
② 当初発注時に処分先が確定できない場合は、決定した後に設計変更対象とする。					☐	☐		
③ 処分先で土の種類等の詳細な条件がある場合、その内容を明示する。					☐	☐		
④ 夜間時受入れが出来ない場合など仮置きが必要な場合、その内容を明示する。					☐	☐		
種別	自由・指定	運搬量	運搬距離	運搬先	処分・保管の条件			備考
3 建設廃棄物の種類と発生量					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示する。					☐	☐		
特定建設資材廃棄物					☐	☐		
その他の産業廃棄物					☐	☐		
特別管理産業廃棄物					☐	☐		
種別	種類	工程	発生量		備考			
4 現場内での発生抑制・減量化・再利用の内容					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 建設リサイクルガイドラインにより、計画・設計段階から施工段階における現場内での発生抑制等の具体的な実施事項を明示する。					☐	☐		
② 仮置きが必要な場合、その内容を明示する。					☐	☐		
種類	発生抑制	減量化	再利用		備考			
5 処理施設等への運搬経路・方法等の規制・制限					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 処理施設等への受入時間等の条件がある場合、その内容を明示する。					☐	☐		
② 仮置きが必要な場合、その内容を明示する。					☐	☐		
種類	運搬経路	運搬方法	性状及び荷姿等		備考			

6 再資源化処理施設、中間・最終処理場の指定等					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 指定副産物・特定副産物の、再生資源化等をする施設の名称及び所在地を明示する。					☐	☐		
② 建設発生木材の再生資源化施設がない場合等、縮減施設へ搬入することがあれば明示する。					☐	☐		
③ 夜間時受入れが出来ない場合など仮置きが必要な場合、その内容を明示する。					☐	☐		
種類	再資源化処理施設	中間処理場	最終処理場	受入時間	処理税の有無		備考	
7 再生資材等の利用					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① リサイクル原則化ルール等に従い、再生資材や建設発生土等を利用することを明示する。					☐	☐		
再生骨材等					☐	☐		
再生加熱アスファルト混合物					☐	☐		
建設発生土および建設汚泥処理土					☐	☐		
グリーン購入法環境物品					☐	☐		
≪再生資材の利用≫								
再生資材名	規格	使用箇所	再資源化処理施設		備考			
≪他の工事現場からの建設発生土の利用≫								
発生土の種類	発注機関	工事名	発生場所	施工会社・連絡先		備考		
8 土壌汚染対策法の届出について					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 土壌汚染対策法で規定する一定規模(3,000㎡又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡)以上の土地の形質変更を伴う工事であるかを確認する。 (3,000㎡又は900㎡以上の形質変更を伴う工事を実施する場合、工事着手の30日前までに県知事等へ届出)					☐	☐		
② 届出対象工事であり、発注時に届出が未了である場合、土地の改変着手の見込みを明示する。					☐	☐		
③ 形質変更面積が当初3,000㎡又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡未満であったが、現場条件等により、施工途中で3,000㎡又は900㎡以上になる場合、監督職員に報告する旨を明示する。					☐	☐		
場所	範囲	面積	工事着手見込時期	該当工種		備考		

8.工事支障物件等

1 占用物件等の工事支障物件					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 工事区域内に移設・撤去又は防護を要する工事支障物件がある場合は、移設時期、工事の方法、防護の要否等を明示する。					☐	☐		
電柱					☐	☐		
上下水道					☐	☐		
電々ケーブル					☐	☐		
ガス管					☐	☐		
架空電線					☐	☐		
標識・看板					☐	☐		
その他()					☐	☐		
② 工事区域外であるが、工事施工において防護等する必要がある場合は、その内容を明示する。					☐	☐		
③ 占用物件の撤去が別工事で発注されている場合はその企業者と工期、位置を明示する。					☐	☐		
支障物件名	管理者名	位置	企業者との協議	移設時期	工事方法(内容)		立会	備考
2 占用物件工事との重複施工					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 占用物件工事と重複して施工する場合は、工事主体、工事期間、位置関係等を明示する。					☐	☐		
電柱					☐	☐		
上下水道					☐	☐		
電々ケーブル					☐	☐		
ガス管					☐	☐		
架空電線					☐	☐		
標識・看板					☐	☐		
その他()					☐	☐		
② 受注者が占用企業者と協議を要する場合は、その旨を明示する。					☐	☐		
③ 占用工事の工程が当該工事の着手時期や完了時期に影響する場合、その対応について明示する。					☐	☐		
占用物件名	占用物件管理者	施工者	重複する工種	工事期間	位置関係	協議内容	備考	
①②								
占用物件名	工程に影響する工種	影響する期間	対応内容				備考	
③								

9.薬液注入関係

1 薬液注入を行う場合						対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 薬液注入工法の設計条件(発注前の土質・地下埋設物・地下水位調査等)、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量・延長、および注入量・圧等を明示する。						☐	☐		
② 施工計画打合せ時等に施工業者から提出する事項を明示する。						☐	☐		
③ 材料搬入時・注入時の施工管理方法、注入の管理・注入の効果の確認方法を明示する。						☐	☐		
④ 産業廃棄物が発生した場合の、処分方法を明示する。						☐	☐		
⑤ 地下埋設物がある場合の防護方法を明示する。						☐	☐		
土質柱状図	土の透水性	物理試験	力学試験	地下埋設物名	埋設物位置	埋設物構造		井戸の位置	井戸の使用状況
①									
公共用水域等	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長	注入数量		注入圧	備考
①									
注入順序	注入速度	注入圧	ステップ長	材料	ゲルタイム	配合		その他	備考
②									
材料搬入時の管理方法			注入時の管理方法		注入管理・効果の確認方法			備考	
③									
産業廃棄物の処理方法			地下埋設物がある場合の防護方法					備考	
④			⑤						
2 周辺環境影響調査						対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容を明示する。						☐	☐		
調査項目	採取地点	採取回数(着手前・工事中・工事終了後)				試験依頼先		備考	

10.その他

1 工用資機材の保管及び仮置きが必要な場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 資機材の種類、数量、保管・仮置き場所、期間、保管方法等を明示する。						☐	☐	
② 積み込み、運搬方法等を明示する。						☐	☐	
③ 機械の分解、組立、運搬がある場合はその回数を明示する。						☐	☐	
種類	数量	保管・仮置き場所	期間	保管方法	積込・運搬方法	備考		
2 工事現場発生品がある場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 品名、数量、再使用の有無、引き渡し場所等を明示する。						☐	☐	
② 品質検査の要否、処理方法、運搬方法等を明示する。						☐	☐	
品名	数量	再使用	引渡し場所	引渡し時期	品質検査	運搬方法・費用		備考
3 支給材料及び貸与品がある場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、引き渡し時期等を明示する。						☐	☐	
② 使用目的、有償・無償の別、返納方法、返納場所等を明示する。						☐	☐	
③ 支給材料及び貸与品の修理等がある場合は明示する。						☐	☐	
品名	数量	規格・性能	引き渡し場所	使用目的	有償・無償	返納方法・場所		備考
4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件とその内容						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 関係機関・自治体等の名称、協議の内容・条件等を明示する。						☐	☐	
近接施設	管理者	協議状況	内容			立会状況		備考
5 架設工法を指定する場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 架設の施工方法、施工条件等を明示する。						☐	☐	
施工方法		施工条件				施工時期		備考
6 工用電力を指定する場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工用電力等を指定する場合は、関係機関との協議の時期・内容・条件等を明示する。						☐	☐	
供給電力先	協議時期	受給条件	保守点検	電力料		備考		
7 新技術を活用する場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 新技術活用事業対象工事						☐	☐	
☐ 発注者指定(I)型 ☐ 発注者指定(II)型 ☐ 新技術導入促進(I)型 ☐ 新技術導入促進(II)型 ☐ 施工者選定型								
対象工種	施工場所	新技術名称	特許所有者・NETIS番号	採用理由		備考		

8 特許工法を活用する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 特許工法を活用する工事				☐	☐	
9 指定部分の引渡しを行う場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 指定部分の範囲、引き渡し時期を明示する。(図面にて指定部分を明示する)				☐	☐	
指定部分	引き渡し時期	備考				
10 部分使用を行う場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 使用箇所、使用期間等を明示する。				☐	☐	
使用箇所	使用条件	使用期間	備考			
11 給水の必要のある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 給水の必要のある場合は、関係機関との協議の時期・内容・条件に加え、取水箇所、方法等を明示する。				☐	☐	
関係機関名	協議時期	取水箇所	取水時期	方法	備考	
12 無線設備(電波法に基づく無線局)がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 電波法に基づく無線局となる無線設備がある場合に対象となることを明示する。				☐	☐	
13 無線局申請書を作成する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 無線局申請書作成について明示する。				☐	☐	
② 貸与資料を明示する。				☐	☐	
③ 無線局申請書の提出日について明示する。				☐	☐	
④ 無線局申請書作成に要する費用について、監督職員と協議する旨を明示する。				☐	☐	
14 無線局検査を行う場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 無線局検査の対象となることを明示する。				☐	☐	
② 無線局検査事前データ作成について明示する。				☐	☐	
③ 無線局検査立会に要する費用及び無線局検査事前データ作成に要する費用について、監督職員と協議する旨を明示する。				☐	☐	
15 特殊材料や特定使用材料がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 特殊材料や特定使用材料がある場合は、品質・性能・使用等を明示する。				☐	☐	
特殊材料	対象工種	品質・性能	使用条件	備考		
16 工事用使用船舶機械がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工事用使用船舶機械の種類、運搬・曳航・回航の有無、回数、運搬距離、工事中一時退避の有無等を明示する。				☐	☐	
② 繋船がある場合、日数、対象労務員数等を明示する。				☐	☐	
使用船舶の種類	運搬・曳航・回航の有無、回数	運搬距離	一時退避の有無	繋船日数	備考	
17 通行料等が必要な場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 通行料等が必要な場合、対象工事、車両種別等を明示する。				☐	☐	
対象工種	区間	車両種別		備考		
18 工事連携会議の設置が必要な場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工事連携会議の実施の有無と時期、頻度等について明示する。				☐	☐	
工事連携会議実施の有無	時期	頻度		備考		
19 資材搬入方法等に制限がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 山岳地などで資材の搬入方法等に制限がある場合内容を明示する。				☐	☐	
対象工事	場所	方法		備考		
20 工事箇所が点在する工事の積算を適用する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 施工箇所が点在する工事で、箇所毎に間接費を算出する場合に試行積算であることを明示する。				☐	☐	
地区	施工場所			備考		
21 見積活用型積算方式を適用する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 入札参加希望者に見積を求め、予定価格に反映させる「見積活用型積算方式」の対象の場合に記載する。				☐	☐	
区分	工種	規格		備考		
22 標準歩掛のない工種があり、歩掛調査を実施する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 想定歩掛を明示し、歩掛調査を実施し必要に応じて変更の対象とすることを明示する。				☐	☐	
対象工種	施工場所	施工条件		備考		

23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更を適用する場合			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 資材調達のために遠隔地からの調達をした場合に設計変更の対象とする場合に資材名と規格、想定する調達地域を記載する。(ひっ迫の恐れがある場合に記載する)			☐	☐	
資材名	規格	調達地域等	備考		
24 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を適用する場合			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の対象工事とする場合に記載する。			☐	☐	
25 設計変更について			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 設計図書と現場の条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示する。			☐	☐	
② 設計変更については、契約書、共通仕様書、「土木工事設計変更ガイドライン」による旨明示すること。			☐	☐	

※以降、発注機関により追加項目あり



5 参考資料

■ 条件明示について（平成14年3月28日付国官技第369号 国土交通省大臣官房技術調査課長）

1. 目的
「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。
2. 対象工事
平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。
3. 明示項目及び明示事項（案）
下表
4. 明示方法
施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。
5. その他
(1) 明示されない施工条件、明示事項が不明瞭な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき、甲・乙協議できるものであること。
(2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
(3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査機関。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設機関。 7. 設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数。
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合はその内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

1	背景・目的	23
2	活用方法	24
3	内容	25
1	「設計図書の照査」に係る規定・基本的考え方	25
2	設計図書について	26
3	照査にかかる費用負担	26
4	「設計図書の照査」に関連する受発注者が行う作業の位置付け	27
5	設計図書の照査項目及び内容	28
6	設計照査に関する手続き	30
7	土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について	33
8	土木工事設計図書の照査項目チェックリスト	36

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

1 背景・目的

- ✓ 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書では、**受注者に「設計図書の照査」が義務づけ**られている
- ✓ しかし現状の設計図書には、発注者から示された設計図書の内容が不十分である、設計図書と工事現場の状況が異なる、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない、当初は予想することができなかった条件が発生するなどの様々な要因により、当初の設計図書のまま工事を続行することが困難なケースがしばしば起こっている
- ✓ さらに、**受発注者間で照査や責任範囲の解釈が工事ごとに異なる**ことから、受注者側に過度な負担が生じているという意見がある



照査における基本的な考え方や範囲をできる限り明確にするため
「土木工事設計図書の照査ガイドライン」を作成



Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

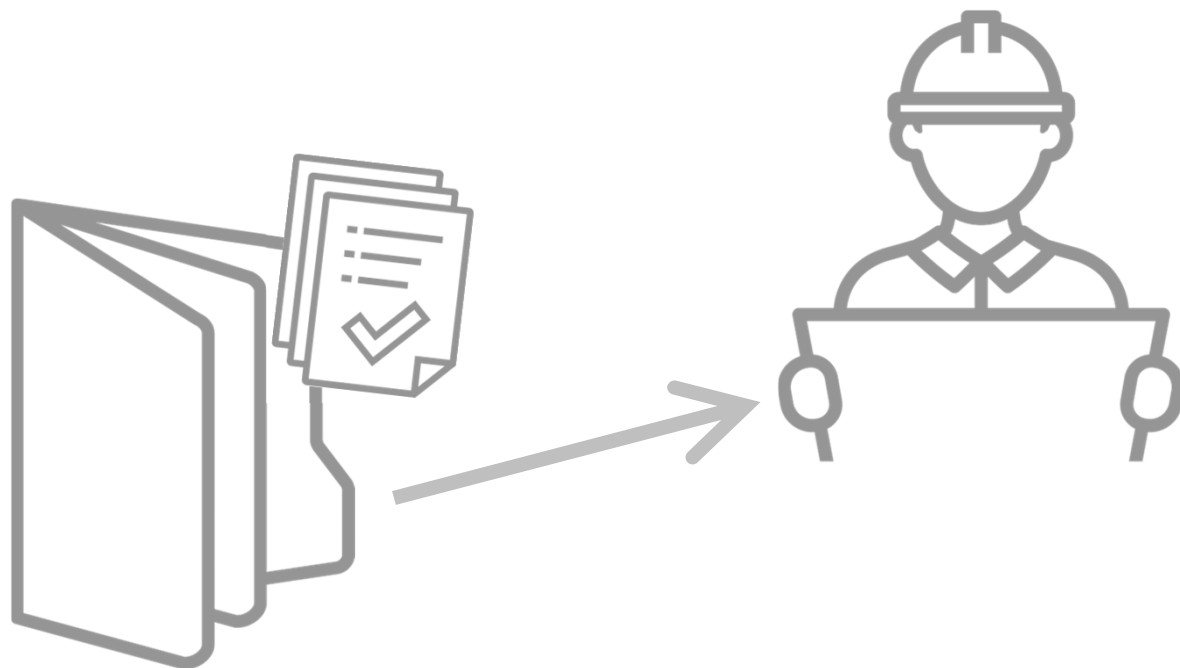
2 活用方法



受発注者共通の活用

- ・工事請負契約書及び共通仕様書に基づいて行う「設計図書の照査」の照査項目を掲載したチェックリストとして活用
- ・照査結果はチェックリストを打合せ簿に添付し、監督職員に報告
- ・設計照査の範囲、費用負担範囲など、受発注者双方の認識を確認するために活用
- 「設計照査検討部会」において、照査結果のチェックリストとして活用

● : 直轄の取り組み



Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

3 内容

1 「設計図書の照査」に係る規定・基本的考え方

工事請負契約書および土木工事共通仕様書において、次のように**受注者が設計図書の照査を自らの負担により行い、監督職員に確認を求める**ことになっている。

■ 工事請負契約書第18条（条件変更等）

工事請負契約書（条件変更等）

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

■ 土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、**自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。**

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

2 設計図書について

- 「設計図書」とは、仕様書、契約図面（契約書に添付されている図面）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。
- 「設計図書の変更」とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。（関係法令：土木工事共通仕様書 第1編第1章第1節 総則 1-1-1-2、1-1-1-17）

3 照査にかかる費用負担

内容	責任・費用負担
設計図書の照査（契約書第18条第1項）	
契約書第18条（条件変更等）に基づく照査 本ガイドラインの ➡ 「設計図書の照査項目及び内容」による照査	 受注者が行う
上記以外の照査	発注者が行う 
照査結果による設計図書の訂正又は変更（契約書第18条第4項）	
第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの	発注者が行う 
第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの	発注者が行う 
第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの	発注者と受注者とが協議して 発注者が行う 

やむを得ず発注者が行うべき図面等の修正や調査を受注者に指示する場合は、必ず工期や資料作成等に要する費用を契約変更の対象とすること。

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

4 「設計図書の照査」に関連する受発注者が行う作業の位置付け

必要な設計図書の照査内容

「5 設計図書の照査項目及び内容」の照査



責任
受注者が行う

- ・ 照査に要する費用
- ・ 設計照査の結果を監督職員に説明するための資料作成（現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等）
- ・ 監督職員からさらに詳細な説明または資料の追加の要求があった場合の資料作成

※ 6 (1) 参照

「5 設計図書の照査項目及び内容」 以外の照査



責任
発注者が行う

- ・ 照査に要する費用
- ・ 設計照査の結果を受注者に説明するための資料作成

※受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの

※ 6 (2) 参照

照査後

設計図書の訂正、変更、追加調査

設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等
※受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの



責任
発注者が行う

※ 6 (3) 参照

発注者が行うべき照査や資料作成等をやむを得ず受注者に指示する場合は、必ず工期や資料作成等に要する費用を契約変更の対象とすること

※ 6 (4) 参照

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

5 設計図書の照査項目及び内容

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。

No.	項 目	主な内容	根拠※ (文献・条文等)
1	当該工事の 条件明示内 容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	工事請負契約書 第18条第1～3項
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	工事請負契約書 第18条第4項
2	関連資料・ 貸与資料の 確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を 検討し確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-7 水替工
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地 下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-8 地下水位低下工
		2-3 浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・ 気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	共通仕様書 第6編6-2-3-1 一般事項ほか
		2-4 地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認	工事施工対策部会
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認 (圧密沈下、液状化、地盤支持力、 法面安定、側方流動等)	工事施工対策部会
		2-6 測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認	工事施工対策部会
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-8 設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はある かの確認	工事施工対策部会
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋 設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-12 設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加 事項があるかの確認	工事施工対策部会
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用 地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	共通仕様書 第1編1-1-1-41 工事測量
		3-2 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	共通仕様書 第1編1-2-3-1 一般事項
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがない か確認したか	共通仕様書 第3編3-2-4-5 場所打杭工
		3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の 確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-5 土留・仮締切工
		3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生 すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-19 防護施設工
		3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛 土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか	共通仕様書 第1編1-2-3-3 盛土工
		3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、 設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか	共通仕様書 第3編3-2-17-3 ほか
		3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか	共通仕様書 第10編10-2-12-3 境界工
		3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係 を確認したか	共通仕様書 第10編6章第1節 適用
		3-10 道路管理台帳及び占用者との現地確認をしたか	共通仕様書 第10編10-9-3-1 一般事項 ほか
		3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を 除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか	共通仕様書 第10編10-9-3-1 一般事項 ほか
		3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状に ついて測量及び調査を行い確認したか	共通仕様書 第10編10-12-5-1 一般事項

No.	項目	主な内容	根拠※ (文献・条文等)
3	現地踏査	3-13 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか	共通仕様書 第10編10-16-24-4 R C橋脚鋼板巻立て工
		3-14 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか	共通仕様書 第10編10-14-18-4 漏水対策工
		3-15 地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認	工事施工対策部会
		3-16 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	工事施工対策部会
		3-17 土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか	国土交通省通達（土石流の到達するおそれのある現場での工事における安全対策について）
		3-18 アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか	共通仕様書 第3編3-2-14-6 アンカー工 ほか
		3-19 周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-5 土留・仮締切工
4	設計図	4-1 桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか	共通仕様書 第3編3-2-12-3 桁製作工
		4-2 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか	共通仕様書 第1編1-3-7-1 一般事項
		4-3 一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）	工事施工対策部会
		4-4 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）	工事施工対策部会
		4-5 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認	工事施工対策部会
		4-6 構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認	工事施工対策部会
		4-7 図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）	工事施工対策部会
		4-8 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認	工事施工対策部会
		4-9 各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い 等	工事施工対策部会
		4-10 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか） ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他	工事施工対策部会
		4-11 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認	工事施工対策部会
		4-12 地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認	工事施工対策部会
		4-13 隣接工区等との整合はとれているかの確認	工事施工対策部会
		4-14 構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象	工事施工対策部会
5	数量計算	5-1 数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認	工事施工対策部会
		5-2 数量とりまとめは種類毎、材料毎の区分に合わせてまとめられているかの確認	工事施工対策部会
		5-3 横断面図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認	工事施工対策部会
6	設計計算書	6-1 使用されている設計基準等は適切かの確認	工事施工対策部会
		6-2 設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等） ※橋梁上部工事のみ対象	工事施工対策部会
		6-3 構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等） ※橋梁上部工事のみ対象	工事施工対策部会

※工事請負契約書、共通仕様書の条項は令和7年度時点。照査を行う際には、最新の内容を確認すること。

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

6 設計照査に関する手続き

(1) 「⑤ 設計図書の照査項目及び内容」の照査を行った場合

契約書第18条第1項～5項に係る設計図書の照査は、受注者が行うものとする。

責任



受注者 が行う

【負担範囲】 設計照査に要する費用、照査結果を説明する資料作成

受注者は、照査を行い契約書第18条第1項～5項に該当する事実がある場合は、**監督職員に確認できる資料を提出し、確認を求めること**。また、受注者は監督職員からさらに詳細な説明や追加資料の要求があった場合は、対応すること。

監督職員は、受注者から照査結果の確認を請求されたときは、受注者立会いの上、直ちに調査を行い、**調査の終了後14日以内に**工事請負契約書18条第3項に定める**調査結果を受注者に通知**すること。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

(2) 「⑤ 設計図書の照査項目及び内容」**以外**の照査が必要になった場合

「⑤ 設計図書の照査項目及び内容」以外の照査が必要になった場合は、発注者の責任において行うものとする。

責任



発注者 が行う

【負担範囲】 照査に要する費用、照査結果を説明する資料作成

※受注者に指示する場合は(4)参照

具体例

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しやその工事費の算出

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

（３）照査後に、設計図書の訂正や変更、追加調査が必要になった場合

（１）又は（２）の照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施が必要になった場合は、発注者の責任において行うものとする。

責任



発注者 が行う

【負担範囲】 照査結果により生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等に要する費用

※受注者に指示する場合は（４）参照

具体例

- ① 現地測量結果による、新たな横断図の作成又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる
- ③ 現地測量結果による、新たな排水路計画の作成又は土工の縦横断計画の見直し
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長の変更による、構造計算の再計算
- ⑤ 構造物の載荷高さ変更により必要になった構造計算の再計算
- ⑥ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と異なる場合の構造計算の再計算及び図面作成
- ⑦ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- ⑧ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- ⑨ 舗装修繕工事で土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「3-2-6-17オーバーレイ工」等に該当する場合、当初の設計図書における縦横断設計にて縦横断図が
 - ・示されている場合 ⇒ その修正を行うことは照査の範囲を超える
 - ・示されていない場合 ⇒ 発注者の責任または費用負担で縦横断設計を行い、共通仕様書の記載事項は設計照査に含まれる
- ⑩ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成
- ⑪ 概略発注工事における構造計算及び図面作成
- ⑫ 要領等の変更に伴う構造計算及び図面作成
- ⑬ 照査の結果必要となった追加調査の実施
例）・ボーリング調査 ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
・移設不可能な埋設物対策 ・マスコンクリートの温度応力解析及び対策費
- ⑭ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成

（４）発注者が行うべき照査や資料作成等を受注者に指示する場合

（２）「**⑤** 設計図書の照査項目及び内容」以外の照査や（３）設計図書の訂正等**発注者で行うべき作業をやむを得ず受注者に指示する場合は、必ず工期や資料作成等に要する費用を契約変更の対象とすること。**

■ 手続きの流れ

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容について**受発注者間で確認し、責任分担を明確**にする。
 - 工事着手前に「照査結果検討部会」を開催し、受発注者間で照査結果や設計図書の訂正・変更、追加調査等の必要性を確認、共有し、設計図書の訂正等が必要になった場合は対応を検討し、受発注者の役割分担や作業時期等を明確にすること
- ② 発注者で行うべき作業のうち、やむを得ず受注者に指示する作業について受発注者間で合意を図った後、**発注者が書面により具体的な指示を行う**
- ③ 受注者は、作業完了後、**照査結果や作成資料等を発注者に提出し、発注者は提出された資料を確認**する
- ④ 工期や作業に要した費用については、**契約変更の対象とする**

● ： 直轄の取り組み



Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

7 土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について

(1) 照査項目チェックリストの作成手順

- ① 施工前に行う設計図書の照査時に、工事内容から判断して**照査が必要と考えられる項目には「照査対象」欄の「有」にチェック**をし、**必要ないと考えられる項目には「無」にチェック**を入れる。なお、施工前には確認できないが将来的に照査が必要な項目にも「有」にチェックを入れるものとし、照査の各段階でそれぞれ見直すこととする。
- ② 照査を完了した項目について、**「照査実施」欄の「済」にチェック**をし、**日付を記入**する。
- ③ 照査を完了した項目について、**契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「該当事実」欄の「有」にチェック**、ない場合には**「無」にチェック**を入れる。
- ④ チェックリストを工事打合せ簿に添付して監督職員に提出し、照査状況および結果を報告する。その際に③の「該当事実」が「有」の項目にチェックした場合は、監督職員にその事実が確認できる資料も添付して提出する。

(記入例)

③契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「有」にチェック、ない場合には「無」にチェック

②照査を完了した項目には「済」にチェックをし、日付を記入する

①照査が必要と考えられる項目には「有」にチェック、必要ないと考えられる項目には「無」にチェック

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☒	☐	
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☐	☒	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し確認したか	☐	☒	☐		☐	☐	
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	☐	☒	☐		☐	☐	

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

(2) チェックリスト作成時の留意事項

- ① 施行前及び施工途中の各照査段階において、照査を実施した項目にチェックと日付を記載し、**完了している照査項目、今回実施した照査項目、照査対象であるが未照査の項目を明確**にする。

(記入例)

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		備考
			有	無	済	日付	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☒
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☐
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ポイリングが起きない事を検討し確認したか	☒	☐	☐		☐
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	☐	☒	☐		☐
		2-3 浸透工の施工において、揚水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪					

完了した項目と未照査の項目を明確にする

- ② 1つの項目の中に**複数の確認事項がある場合**、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて**確認済の内容がわかる**ようにする。

(記入例)

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-6 測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認	☒	☐	☐		☐	☐	
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	

測量
(平面)

測量
(横断)

測量
(縦断)

別紙等で確認済であることが分かるようにしておく

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

- ③ 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがある場合は、**備考欄等に具体の確認項目を明確**にしておく。

(記入例)

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☒	☐	
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☐	☒	☐		☐	☐	

具体の確認項目を書く

〇〇について確認

- ④ 特記仕様書、工事内容、規模、重要度等により、照査項目や内容を追加する必要がある場合は、**項目を追加**して利用する。ただし、工事によっては照査の必要がない項目も含まれることになるが、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、チェックリストから**項目を削除することは行わない**こと。

(記入例)

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料はあるかの確認	☐	☒	☐		☐	☐	
		2-12 設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認	☒	☐	☐		☐	☐	
		2-13されているか	☒	☐	☐		☐	☐	

必要に応じて項目を追加する

■ 土木工事設計図書の照査ガイドライン 照査項目チェックリスト



【Excel版】

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

8 土木工事設計図書の照査項目チェックリスト

照査項目チェックリスト

提出年月日: _____

工事名: _____

No.	項 目	主 要 内 容	照 査 対 象		照 査 実 施		該 当 事 実		備 考
			有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-3 浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-4 地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-6 測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-8 設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよぼさないか、関連資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-12 設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-2 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-10 道路管理台帳及び占用者との現地確認をしたか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

3	現地踏査	3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、わき水、地下水など)が整合するかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認(水位、設計条件、地質条件、建築限界等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認(法線、築堤護岸、付属構造物等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-6	構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図)はとれているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認(架設条件が設計図に反映されているか) ※橋梁上部工事のみ対象	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の区分に合わせてまとめられているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		5-3	横断面図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切な確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		6-2	設計基本条件は適切な確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) ※橋梁上部工事のみ対象	☐	☐	☐	☐	☐	☐

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

1	背景・目的	39
2	活用方法	40
3	留意事項	41
4	内容	42
1	工事の一時中止に係る基本フロー	42
2	発注者の中止指示義務	43
3	工事を中止すべき場合	44
4	中止の指示・通知	45
5	基本計画書の作成	46
6	工期短縮計画書の作成	47
7	工期延長等に伴う増加費用	47
8	請負代金額又は工期の変更	48
9	工期延長等に伴う増加費用の考え方	49
10	増加費用の設計書における取扱い	55
11	増加費用の事務処理上の取扱い	55
12	増加費用の構成・算定	55
13	工事延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）	56
14	中止期間と増加費用の範囲	61
15	工事の一時中止に係る手続き様式	62

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

1 背景・目的

- ✓ 工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる
- ✓ 円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている
- ✓ 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない**
- ✓ しかし、一部において、一時中止指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある



工事の一時中止等について適正な対応を行えるよう
「工事一時中止等に係るガイドライン」を作成



IV 工事一時中止等に係るガイドライン

2 活用方法



受発注者共通の活用

- ・工事一時中止の指示や工期・金額の変更について適正な対応を行うために活用
- 「設計変更等検討部会」において、工事一時中止等に伴う設計変更協議を行う際に活用

● : 直轄の取り組み



IV 工事一時中止等に係るガイドライン

3 留意事項

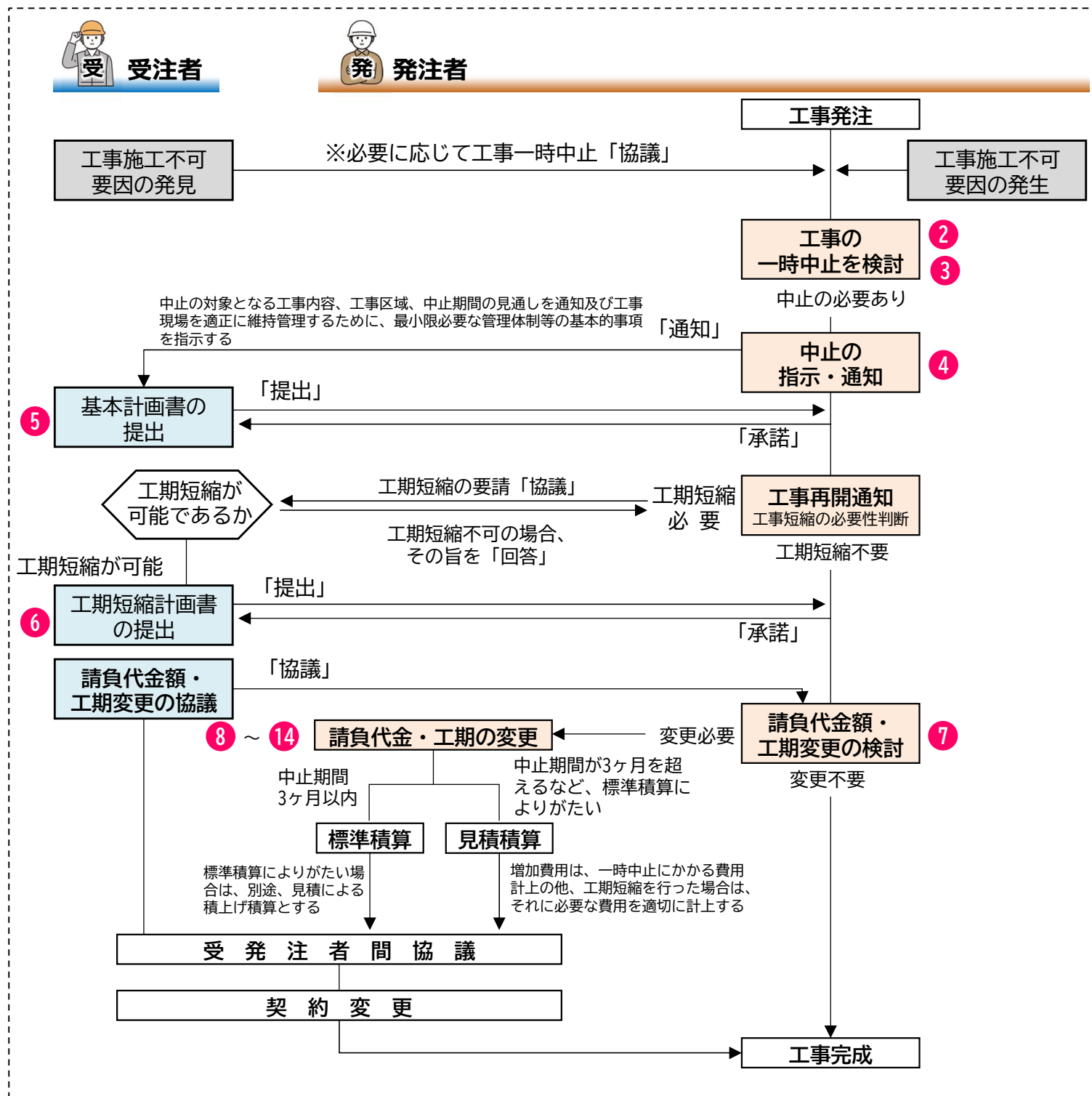
工事一時中止区分の違い

工事の全部を中止する場合（一時中止）と、工事の一部を中止する場合（一部一時中止）で、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (工事の一部を中止)
中止の範囲	工事範囲 全体	工事範囲のうち 工事が施工できない部分 (中止の通知時に明示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は 専任を要しない	工事施工期間は 専任が必要
契約解除 出来る時期 契約書第51条 (受注者の催告によらない解除権)	中止期間が 工期の10分の5 または 6月を超えたとき	中止部分を除いた 他の部分の工事が完了した 後、 3月を経過しても中止が解除されないとき
工期変更	原則として、 中止期間分 を 工期延期する	中止に伴う 影響期間分 を 工期延期する

4 内容

1 工事の一時中止に係る基本フロー



工事一時中止等に係るガイドライン

- ② 発注者の中止指示義務
- ③ 工事を中止すべき場合
- ④ 中止の指示・通知
- ⑤ 基本計画書の作成
- ⑥ 工期短縮計画書の作成
- ⑦ 工期延長等に伴う増加費用
- ⑧ 請負代金額又は工期の変更 ~ ⑭ 中止期間と増加費用の範囲

2 発注者の中止指示義務

- **受注者の責めに帰することができない事由**により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者が**工事の全部又は一部の**中止を命じなければならない**。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

※主たる部分以外であっても、工事が施工できないと認められる場合には、中止を命じる必要がある。

〔関係法令：契約書第20条〕



受注者

- ◆ 受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合



- ◆ 受注者は、工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が中止状態となる



- ◆ このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期や請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる



発注者

- ◆ **発注者は、工事の中止を受注者に明示、工期や請負代金額等を適正に確保する必要がある**



- ◆ 工事請負契約書第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する
- ◆ 発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

注：工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書（受注者の解除権）第48条1項二を準拠して、「延期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

3 工事を中止すべき場合

- 契約書第20条において、受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、下記2つが規定されている。
 - ① **工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき**
 - ② **暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき**
- 上記2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

① 工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できない場合

- ・ 発注者の義務である**工事用地等の確保が行われない**ため（工事請負契約書第16条）施工できない場合
- ・ 設計図書と実際の**施工条件の相違又は設計図書の不備が発見**されたため（工事請負契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

② 自然的又は人為的な事象であって工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、工事を施工できない場合

- ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他「自然的又は人為的な事象」には、**埋蔵文化財の発掘**又は**調査、反対運動等の妨害活動**も含まれる
- ・ 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、**妨害活動**を行う者による**工事現場の占拠**や著しい**威嚇行為**も含まれる

4 中止の指示・通知

- 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。
- また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。



発注者の中止権

- ・ 発注者は、「**必要があると認められる**」ときは、**任意に工事を中止**することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ・ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。



受注者による中止事案の確認請求

- ・ 受注者は、**受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議**することができる。

■ 工事の中止期間

- ・ 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ・ このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ・ そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ・ このことから、**中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまで**となることから、**再開時期については、受発注者間で協議し、決定**すること。

留意事項

最近の人手不足等により、再開時の労働者確保において時間を要することも想定されるため、再開時期については常にコミュニケーションを図り協議すること

5 基本計画書の作成

- 受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する「**基本計画書**」を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得る。
- 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにすること。
- 一時中止期間の変更や工事内容の変更など、基本計画書の内容に変更が生じる場合は、受注者は変更計画書を作成し、発注者と協議を行う。

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、協議することとする。

■ 記載内容

- ・ 基本計画書作成の目的
- ・ 中止時点における工事の**出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認**に関すること
- ・ 中止に伴う工事現場の**体制の縮小と再開**に関すること
- ・ 工事現場の**維持・管理**に関する基本的事項
- ・ 工事再開に向けた方策
- ・ 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
 - ※指示時点で想定している中止期間における**概算費用**は参考値であり、**契約時点の費用を拘束するものではない**
- ・ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

■ 管理責任

- ・ 中止した工事現場の**管理責任は、受注者に属する**ものとする
- ・ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする

6 工期短縮計画書の作成

- 発注者は一時中止期間の解除にあたり**工期短縮を行う必要がある**と判断した場合は、受注者と**工期短縮について協議**し合意を図る。
- 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する「**工期短縮計画書**」を作成し、**発注者に提出し、承諾を得る**。
- 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

■ 記載内容

- ・ 工期短縮に必要となる**施工計画、安全衛生計画等**に関すること
- ・ 短縮に伴う**施工体制**と**短縮期間に関すること**（短縮日数の算出根拠、変更工程表等）
- ・ 工期短縮に伴い、**新たに発生する費用**について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載
（概算費用は参考値であり、**契約時点の費用を拘束するものではない**）

■ 工期の変更

- ・ 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ・ **工期短縮に伴う増加費用**については、**工期短縮計画書に基づき設計変更**を行う

7 工期延長等に伴う増加費用

- 増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の**明細書**（中止の場合は、受注者が作成した**基本計画書**）**に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議**して行う
- 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算する。**再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更**を行う
- 工期延長等に伴い**発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更**を行う

8 請負代金額又は工期の変更

- 工事における工期延長等をした場合において、「**必要があると認められる**」※ときは、**請負代金額や工期が変更されなければならない**。

※発注者又は受注者が認めるものではなく、客観的判断に基づくもの

【対象工事】

- ・契約書第20条により一時中止を行った工事 …… 9 (1) ～ (4)
- ・著しい悪天候や気象状況により休工した場合など、契約書第19条により必要があると認め、設計図書の変更を行い工期を延長した工事 …… 9 (5)

※数量増加など、直接工事費の変更により設計図書の変更を伴う工期の延長を行った工事は対象外

- 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額や工期の変更を行う。

請負代金額の変更

- 発注者は、工期の延長等をした場合に**請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない**

- ・工事用地を確保しなかった場合など、発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・暴風雨の場合など、契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

工期の延長等に伴う**増加費用**
＝直接的に増加した費用

工事現場の維持に要する費用や労働者・建設機械器具等を保持するための費用など

工期の延長等に伴う**損害**
＝間接的な費用の増加

体制を縮小するために要する費用や再開準備費用など

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- **工期の変更期間**は、原則、**工事を中止した期間が妥当**である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

9 工期延長等に伴う増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合

- 「**本工事**」とは、設計図書に従って、**工事目的物を施工するための工事（本体工事）**または**工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事（仮設工事）**をいう。
- 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

■ 工期イメージ



■ 基本計画書の作成

- ・ 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・ このことから、受注者は、中止期間中の維持・管理に関する「**基本計画書**」を**発注者に提出し、承諾を得る**。

※「5 基本計画書の作成」による

■ 増加費用

- ・ 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について**受注者から請求があった場合に適用**する。
- ・ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。（次頁）

増加費用の範囲

工事現場の維持に要する費用

- ◆ 中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◆ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用※

※一般管理費等を含む

工事体制の縮小に要する費用

- ◆ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◆ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工期延長等となる場合の費用

- ◆ 工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工事短縮を行った場合の費用

- ◆ 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

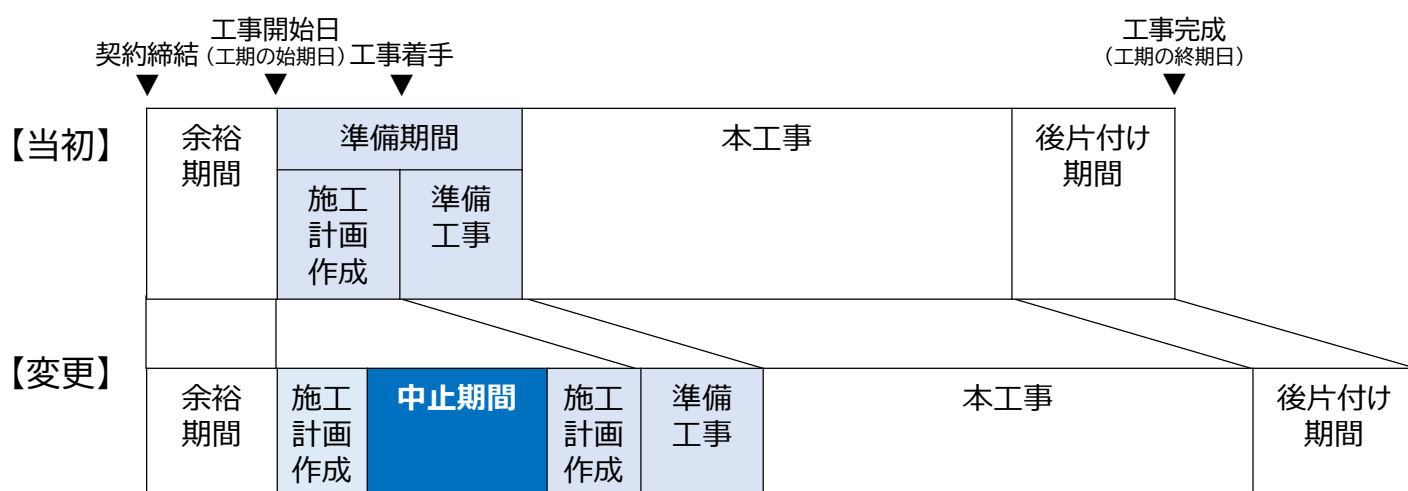
※工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まない

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

（２）契約後準備工事着手前に工期延長等をした場合

- 「**契約後準備工事着手前**」とは、契約締結後で、**現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態**で**測量等の準備工事に着手するまでの期間**をいう。
- 発注者は、上記の期間中に、準備工事又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

■ 工期イメージ



■ 基本計画書の作成

- ・ 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・ このことから、受注者は必要に応じて、中止期間中の維持・管理に関する「**基本計画書**」を発注者に提出し、承諾を得る。

※「**⑤ 基本計画書の作成**」による

■ 増加費用

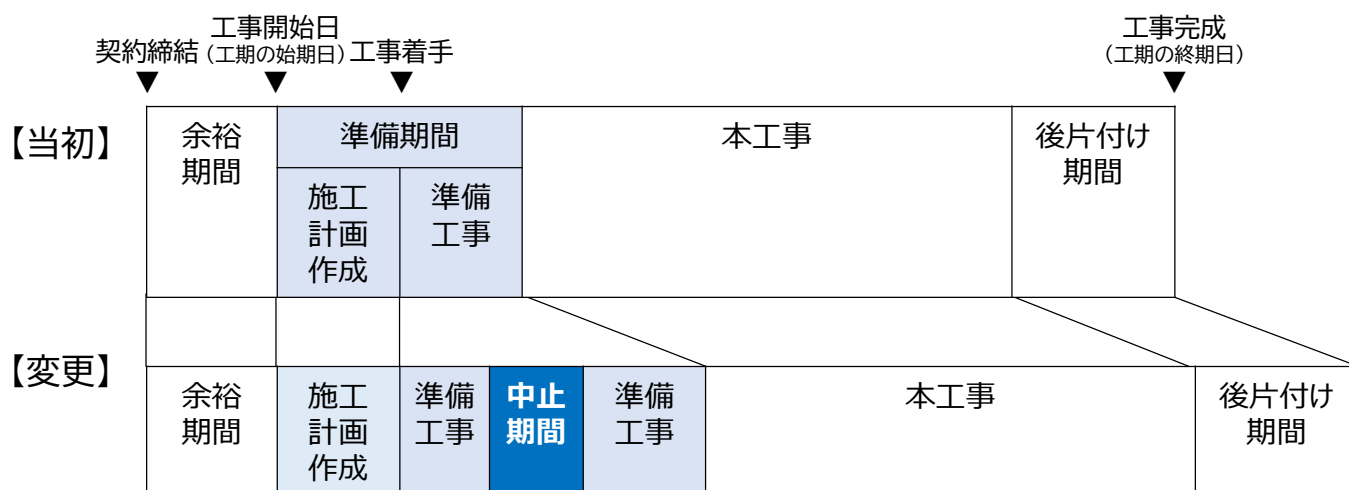
- ・ **一時中止に伴う増加費用は計上しない。**

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

（３）準備工期間に工期延長等をした場合

- 「**準備工期間**」とは、工事開始日から本工事に着手するまでの、**現場事務所・工事看板を設置し、測量等の準備工事を行う期間**をいう。
- 工場製作を含む工事においては、工場製作工の期間を含む。
- 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

■ 工期イメージ



■ 基本計画書の作成

- ・ 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・ このことから、受注者は必要に応じて、中止期間中の維持・管理に関する「**基本計画書**」を**発注者に提出し、承諾を得る**。

※「**5** 基本計画書の作成」による

■ 増加費用

- ・ 増加費用の適用は、**受注者から請求があった場合に適用**する。
- ・ 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ・ 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、**実際に必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき**、費用の必要性・数量など発注者・受注者が**協議して決定**する。（積算は受注者から見積を求め行う）

(4) 工期短縮を行った場合

■ 工期短縮計画書の作成

- 「工期短縮計画書」を発注者に提出し、承諾を得る。

※「**6** 工期短縮計画書の作成」による

■ 増加費用

工期短縮の要因が

工期工期短縮に要する費用を

① 発注者 に起因するもの			見込む
例) 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合			
② 受注者 に起因するもの			見込まない
例) 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合			
③ 自然条件（災害等含む） に起因するもの			見込む

- 例) ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合
 ・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
 ※災害による損害については、工事請負契約書第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

【増加費用を見込む場合の主な項目の事例】

- 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用
- パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用
- その他、必要と思われる費用

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

- 増加費用等の適用は、協議に基づき工期短縮を行い、それに伴う増加費用等について**受注者から請求があった場合に適用**する。
- 増加費用として積算する範囲は、工期短縮を行った場合の費用とする。
- 増加費用の計上は、「**12** 増加費用の構成・算定」以降による。

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

（５）著しい悪天候や気象状況により休工した場合

- 当初の工期設定において、降雨・降雪や猛暑日等の「天候等による作業不能日」を見込んでいる。
- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

■ 基本計画書の作成

- ・ 基本計画書の作成は不要
※工事の一時中止ではなく、休工であるため

■ 増加費用

- ・ 増加費用の計上は、「**12** 増加費用の構成・算定」以降による
- ・ 原則、工期延長日数に応じて標準積算により算定することとなるため、明細書は不要

直轄の取り組み

特記仕様書記載例

第○条 工期

1. 工期は、雨天、休日等○○日間を見込み、契約の翌日から令和○年○月○日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	○日間
後片付け期間	○日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	○. ○
その他の作業不能日 (○○のため) (Rx.x.x~Rx.x.x	○日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

ア) 1日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日 : ○日間

イ) 8時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数 : ○日間

(少数第 1 位を四捨五入 (整数止め) し、日数換算した日数)

[過去 5 年 (20xx 年～20xx 年) の気象庁 (○○観測所) 及び環境省 (○○地点) のデータ
より年間の平均発生日数を算出]

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

10 増加費用の設計書における取扱い

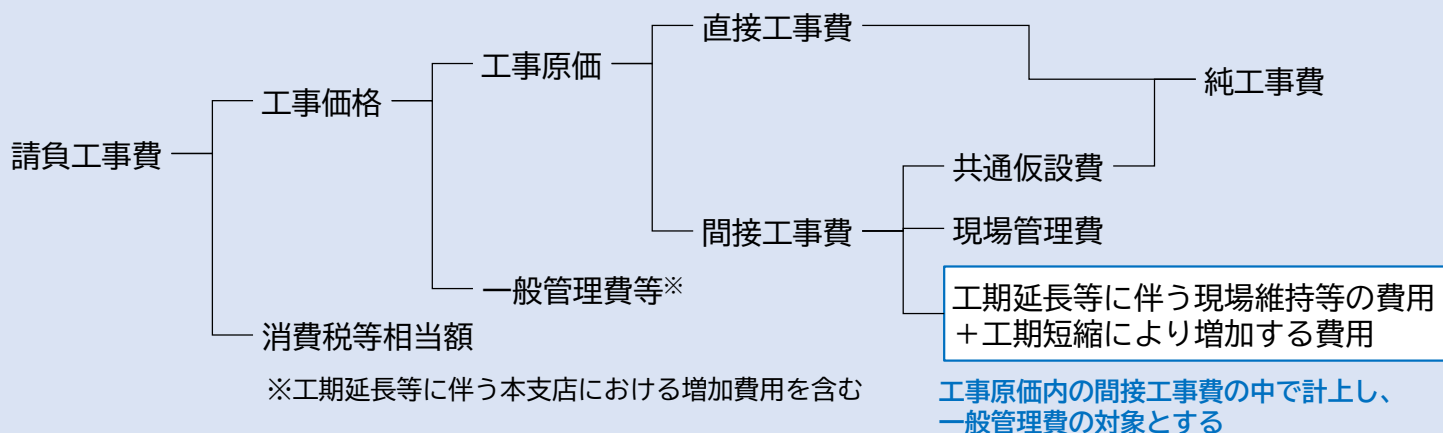
- 増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「**中止期間中の現場維持等の費用**」として**原契約の請負工事費とは別に計上**する。
- ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

11 増加費用の事務処理上の取扱い

- 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- **増加費用は、受注者の請求があった場合に負担**する。
- **増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議**して行う。

12 増加費用の構成・算定

工期延長等に伴うの現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費用等の対象とする



- 増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^注)に算定する。
- 中止期間**3ヶ月※以下は標準積算**により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、**標準積算によりがたい場合**は、受注者から増加費用に係る**見積を求め、受発注者協議**を行い増加費用を算定する。

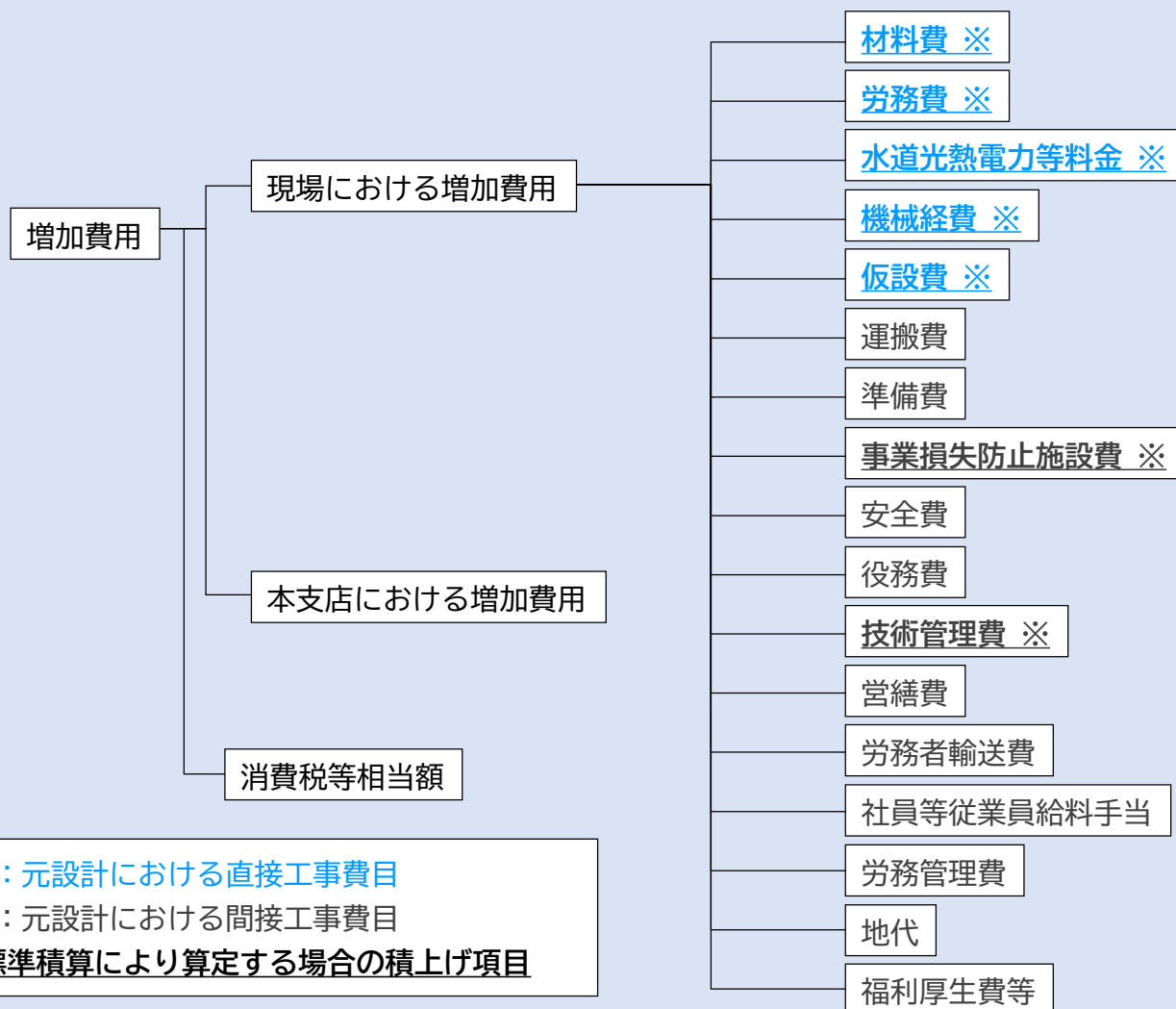
※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

注）増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

13 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

（１）標準積算により算定する場合の構成費目



率で計上する項目

- ◇**運搬費**
現場搬入済みの**建設機械の工事現場外への搬出**又は工事現場への再搬入に要する費用、大型機械類等の**現場内小運搬**
- ◇**安全費**
工事現場の維持に関する費用
※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇**役務費**
仮設費に係る**土地の借り上げ等**に要する費用、**電力及び用水等**の基本料金
- ◇**営繕費**
現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の**営繕損料**に要する費用
- ◇**現場管理費**
現場維持のために**現場へ常駐する社員等従業員給料手当**及び**労務管理費等**に要する費用



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における**材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費**で**現場維持等に要する費用**
- ・直接工事費に計上された**材料（期間要素を考慮した材料）**及び**仮設費**に計上された仮設材等の中止期間中に係る**損料額及び補修費用**
- ・直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で**現場維持等に要する費用**

(2) 標準積算により算定する場合の算定式

工期延長等に伴うの現場維持等の費用（算定式）

$$G = dg \times J + a$$

G：工期延長等に伴う現場維持費の費用（単位：円，1,000円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（単位：% 小数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）

a：積上げ費用（単位：円 1,000円未満切り捨て）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

N：工期延長等日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種毎に決まる係数（別表－1）

(3) 各費目に係る積算の内容

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用（迅速な工事再開に向けて必要と認められる現場の状態監視や現場の保安等の実作業に係る費用）

② 他職種に転用した場合の労務費

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

- ① 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用
 - ① 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）
 - ② 発注者が工事現場の維持等のため必要であると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

- ① 仮設諸機材の損料
現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用
- ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する
元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）
- ③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

- ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用
- ② 大型機械類等の現場内運搬
元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

- ① 既存の安全設備に係る費用 工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用
- ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

- ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用
- ② 電力水道等の基本料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(別表－１)

工程区分	係数 A							係数 B							係数 a	係数 b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	—	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	—	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	—	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	—	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	—	—	—	—	—	—	-0.0824	—	—	—	—	—	—	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	—	—	—	—	—	—	-0.0673	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」平成4年3月19日付 建設省技調発第80号
一部改定：令和3年2月22日付け 国官技第286号

※積算にあたっては、最新の基準を確認すること

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

14 中止期間と増加費用の範囲

工事の中止時期により、増加費用の対象や計上方法が異なる

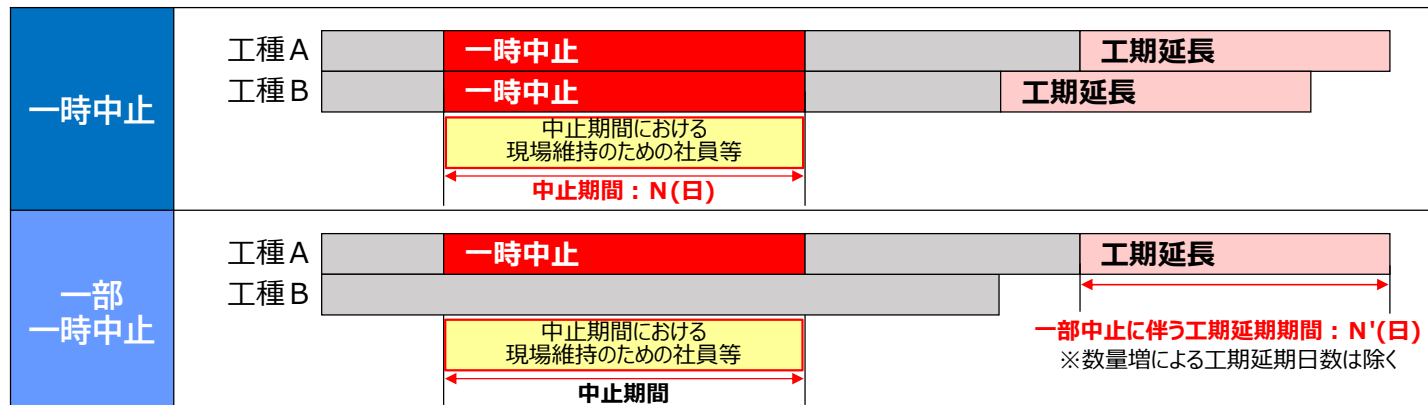
中止時期	準備期間		本工事施工中
	契約後 準備工事着手前	準備工事期間	
	工事契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で準備工事に着手するまでの期間	現場事務所・工事看板を設置し、本工事施工前の測量等を行う期間	
中止期間が 3ヶ月以内の場合	増加費用は 計上しない	積上げ計上※1	標準積算※2 (率計上項目)※3 + 積上げ計上 (率計上項目以外)
中止期間が 3ヶ月を超える場合	増加費用は 計上しない	積上げ計上※1	積上げ計上

※1 積上げ計上による増加費用の算定は、「基本計画書」に従って実施した結果、中止期間中実際に要した費用の明細に基づいて発注者と受注者が協議して決定する

※2 標準積算による増加費用は算定式により算出する。算定式に用いる対象日数(N)は、一時中止の場合は中止期間、一部一時中止の場合は工期延長期間とする

※3 率計上項目の詳細は、「13 工事延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）」を参照

■ 工期イメージ



15 工事の一時中止に係る手続き様式

直轄の取り組み



受注者が使用する手続き様式

受注者が使用する手続き様式については、
『土木工事現場必携（北陸地方整備局）』に掲載している。

※北陸地方整備局HPに掲載

（<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hikkei.html>）



■北陸様式－6－1

工事の一時中止に伴う基本計画書の提出(協議)

北陸様式－6		令和 年 月 日	
支出負担行為担当官 又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）			
殿			
		（受注者）	
工事の一時中止に伴う基本計画書の提出について			
請負工事契約書第20条第 項に基づく通知を受けたので、土木工事共通仕様書第〇編 〇－〇－〇（工事の一部中止）〇．に基づき、下記工事に対する基本計画書を提出しま すので、承諾願います。			
記			
1	工事名		
2	工期	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日
3	中止期間	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日
4	中止に関わる概算費用	〇,〇〇〇,〇〇〇 円（参考値）	

■北陸様式－7

工事の一時中止に伴う工期短縮計画書の提出

様式 No.〇〇		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 〇 〇 〇 〇			
分任支出負担行為担当官		殿	
〇〇〇河川国道事務所長 〇 〇 〇 〇			
		受 注 者 住 所 氏 名	
工事の一時中止に伴う工期短縮計画書の提出について			
下記工事に対する令和〇〇年〇〇月〇〇日付協議については、工期短縮が可能なた め、別添のとおり工期短縮計画書を提出しますので、承諾願います。			
記			
1	工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事	
2	工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
3	中止期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
4	工期短縮に伴う概算費用	（参考値）	

8. 中止時の従事していた特殊技能労働者の他職種への転職（再開時まで）

下請負業者名	特殊技能職種	転職職種	員数	転職にかかる特別な理由	甲の承諾

- ・特殊技能職種とは、トンネル、潜函などの工事において、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があるものが対象となる。
- ・転職職種には、中止期間中、特殊技能職種以外の普通作業等に従事させる職種を記載する。
- ・転職にかかる特別な理由には、その理由を簡潔に記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場等の必要を認めた場合をいい、

9. 中止時に既に搬入されている建設機械及び主要器具（機械）（再開時使用が前提）

建設機械名又は器具機械名	規格	用途	単位	数量	保管方法	甲の指示	甲の承諾

- ・主要器具には、発電発電機、バイブレータ、タンバ等の小型機械も含める。ただし、リース・レンタル品については、「10」に記載する。
- ・建設機械については、中止時に現場搬入され、在場している全てを記載する。（リース、レンタルを問わない）
- ・建設機械については、規格欄に車両重量も併せて記載する。
- ・保管方法には、「在場」「場外保管」「他工事転用」「返納」の区分を記載する。
- ・甲の指示とは、甲が在場保管の必要を認め指示した場合をいい、欄内に「台数」を記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場保管の必要を認めた場合をいい、欄内に「台数」を記載する。
- ・資機材とは、仮設ハウス（屋内施設を含む。）、水洗トイレ、銅矢板、敷鉄板等をいう。また、発電発電機、バイブレータ、タンバ等でレンタルしているものも対象とする。
- ・用途には、資機材の使用（利用）目的を記載する。
- ・保管方法には、「在場」「場外保管」「他工事転用」「返納」「倉庫保管」の区分を記載する。
- ・甲の指示とは、甲が在場又は倉庫保管の必要を認め、指示した場合をいい、欄内に「数量」を記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場保管の必要を認めた場合をいい、欄内に「数量」を記載する。

10. 中止時までに搬入されている資機材でリース・レンタルで在場されているもの

資機材名	規格	用途	単位	数量	保管方法	甲の指示	甲の承諾

11. 中止期間中の工事現場管理体制（組織）

中止期間中の工事現場巡視計画							
現場常駐組織体制		現場代理人		監理技術者		1次下請負業者 ※	※は、中止期間中、工事現場に常駐する会社
		主任技術者		その他		2次下請負業者 ※	
巡視	計画	毎日・週1・2・3回			巡視時間	午前・午後	巡視回数
		土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、冬期中止・異常気象時は別途計画する					
	体制	巡視は、○で実施する。					
	記録	巡視時には、巡視記録を作成して保存する。 巡視記録の様式については、安全巡視日誌を基に必要な項目を抽出・作成する。					
巡視中に特に注意する項目		① 立ち入り禁止柵（安全施設）等の維持管理又は保守 ② 在場機材等の維持管理又は保守 ③ 在場建設機械の点検（施設・油漏れ） ④ ・ ・ ・ ・ ・ ⑤ ・ ・ ・ ・ ・ ⑥ ・ ・ ・ ・ ・ ⑦					
期間中の現場保全責任		中止期間中の工事現場に関する全ての責任は、受注者が負います。					
中止期間中の連絡体制		中止期間中の連絡体制は、施工計画書記載の緊急時の連絡体制を準用する。					
その他							

- ・現場常駐組織体制における下請負業者は、甲の承諾した場合に限る。
- ・巡視計画は、現場の状況に応じて記載する。（記載例を示したもの）

12. 主任技術者又は監理技術者の専任について（選任解除の有無）

	常駐先	連絡先	備考
主任技術者			
監理技術者			

■北陸様式－８－１

工事の一時中止に伴う請負代金額の変更（協議）

■北陸様式－８－２

工事の一時中止に伴う請負代金額の変更（承諾）

北陸様式－８－１

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）

殿

（受注者）

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について

現在施工中の下記工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書第２４条に基づき協議します。

記

１ 工事名

２ 協議額 ￥

３ 添付資料 基本計画書（費用明細書）写し

注１ 基本計画書の写し、費用明細書等の写しを添付する。

注２ 基本計画書に基づき、実施された場合であっても、全額精算されない場合がある。

北陸様式－８－２

令和〇年〇月〇〇日

支出負担行為担当官
又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）

殿

（受注者）

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について（承諾）

工 事 名 〇〇〇〇工事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありました上記工事の一時中止に伴う請負代金額変更について、異存ありませんので承諾します。



発注者が使用する手続き様式

■北陸発注者様式－１ 工事の中止について（事務所→本官申請）

北陸発注者様式－１

令和〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 殿

〇〇河川国道事務所長

工事の中止について（申請）

1 工 事 名 工事

1 契 約 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

1 請 負 代 金 額 ￥

1 工事着手年月日

1 完 成 期 限

上記工事について、下記により工事の施工の（注１）を一時中止されたく申請する。

記

1 中止期間

2 中止理由

3 再開時期が不確定な場合の再開時期についての意見

4 工事の進捗状況

5 工事の完成の見込みについての意見

6 契約書第 20 条第 3 項に定める工期若しくは請負代金額の変更及び損害賠償の必要の有無についての意見

7 中止箇所（注 2）

.....

注 1：工事の施工の全部を中止する場合は文中に「全部」を、一部を中止する場合は文中に「一部」の語句を記入すること。

注 2：一部を中止する場合は、中止箇所欄に中止する箇所を記載すること。

■北陸発注者様式－２ 工事の中止について（受注者宛通知）

北陸発注者様式－２

令和〇年〇〇月〇〇日

（受注者）

殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長

または 分任支出負担行為担当官
〇〇河川国道事務所長

工事の中止について（通知）

工事名

令和〇年〇〇月〇〇日契約締結した上記工事について、下記により工事の施工の（注 1）全部または一部を一時中止するよう、契約書第 20 条第 3 項の規定に基づき通知する。

なお、再開予定日は令和 年 月 日頃とするが、再開の日は確定次第通知する。

また、協議開始の日については再開の日が確定次第通知する。

記

1 中止理由

2 中止年月日 令和 年 月 日

3 中止箇所 （注 2）

—（以下、発出時削除）—

（注 1） 工事の施工の一部を中止する場合は文中に「一部」を、全部を中止する場合には「全部」の字句を記載すること

（注 2） 中止箇所欄は、工事の施工の一部を中止する場合に記載する。

■北陸発注者様式－３ 工事の中止について（本官→事務所通知）

北陸発注者様式－３

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇事務所長 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長

工事の中止について（通知）

工事名

令和〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった上記工事に係る標記について、別紙のとおり請負者に対して工事の施工を一時中止する旨通知したので通知する。

■北陸発注者様式－４ 工事の再開について（事務所→本官申請）

北陸発注者様式－４

令和〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 殿

〇〇〇河川国道事務所長

工事の再開について（申請）

1 工 事 名

1 契 約 年 月 日 令和〇年 〇月〇〇日

1 請 負 代 金 額 ￥

1 受 注 者

1 工事着手年月日 令和〇年 〇月〇〇日

1 中 止 年 月 日 令和〇年 〇月〇〇日

1 完 成 期 限 令和〇年 〇月〇〇日

令和〇年〇月〇〇日付けで施工を中止した上記工事について、施工可能と認められるので下記により再開されたく申請する。

記

1 再 開 の 時 期 令和 〇年 〇月〇〇日

2 変更完成期限 令和 〇年 〇月〇〇日

3 変更工期などの工期完成見込みについての意見

4 そ の 他



発注者が使用する手続き様式

■北陸発注者様式－５ 工事の再開について（受注者宛通知）

北陸発注者様式－５

令和○年○月○日

（受注者）

殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長

または 分任支出負担行為担当官
○○河川国道事務所長

工事の再開について（通知）

工事名

令和○年○月○日付けで工事の施工の一時中止を通知した上記工事について、施工可能と認められるので、下記により再開されたい。

（注１）

A なお、一時中止に伴う工期及び請負代金額の変更については別途協議する。
B なお、一時中止に伴う工期の変更については別途協議する。ただし、請負代金額の変更は行わない。
C なお、一時中止に伴う請負代金額の変更については別途協議する。ただし、工期の変更は行わない。
D なお、一時中止に伴う工期及び請負代金額の変更は行わない。

記

再開の時期 令和 年 月 日

再開箇所 （注２）

一（以下、発出時削除）

（注１） A～Dのいずれかを記載すること。
（注２） 工事の施工の全部を中止した場合で、一部の施工を再開するときは、再開箇所欄に記載すること。

■北陸発注者様式－６ 工事の再開について（本官→事務所通知）

北陸発注者様式－６

令和○年 ○月○日

○○○事務所長 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長

工事の再開について（通知）

工事名

令和○年○月○日付けで申請のあった上記工事に係る標記について、別紙のとおり受注者に対して工事の施工を再開する旨通知したので通知する。

.....

注１ 工事の施工の全部を中止した場合で一部の施工を再開するときは、その他欄に再開場所を記載すること。
注２ 工事の施工中止に伴い、請負代金額の変更又は損害賠償が必要な場合は、その他欄にその旨を記載すること。

■北陸発注者様式－７ 請負代金額の変更について（協議）

北陸発注者様式－７

令和○年○月○日

（受注者） 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長
○○○
分任支出負担行為担当官
○○○河川国道事務所長
○○○

○○○工事に係る請負代金額の変更について（協議）

貴社より令和○年○月○日付けで提出された○○○工事の一時中止に伴う請負代金額変更については、当局において精査した結果、下記のとおりその金額を算定したので工事請負契約書第２４条に基づき協議します。
なお、この金額に異存がない場合には、承諾書を提出願います。

記

１ 工事名

２ 協議額 ￥ ○○○

３ 貴社協議額 ￥ ○○○



発注者が使用する手続き様式

■北陸発注者様式－１７

工事の一時中止に伴う

基本計画書の提出について（承諾）

■北陸発注者様式－１８

工事の一時中止に伴う

工期短縮計画について（承諾）

北陸発注者様式－１７

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（受 注 者）殿

 支出負担行為担当官
 北陸地方整備局長 〇〇〇〇

 分任支出負担行為担当官
 北陸地方整備局
 〇〇河川国道事務所長 〇〇〇〇

工事の一時中止に伴う基本計画書の提出について（承諾）

工事名

工事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出された上記工事の基本計画書については、
承諾します。

北陸発注者様式－１８

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（受 注 者）殿

 支出負担行為担当官
 北陸地方整備局長 〇〇〇〇

 分任支出負担行為担当官
 北陸地方整備局
 〇〇河川国道事務所長 〇〇〇〇

工事の一時中止に伴う工期短縮計画書について（承諾）

工事名

工事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出された上記工事の工期短縮計画書については、
承諾します。

土木工事設計変更ガイドライン

1	背景・目的	70
2	活用方法	71
3	留意事項	72
1	「設計変更」とは	72
2	変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応	73
4	内容	74
1	設計変更が不可能なケース	74
2	設計変更が可能なケース	74
3	設計変更・先行指示にあたっての留意事項	74
4	設計変更が可能な場合の手続き	75
5	設計変更手続きフロー	77
6	一部変更指示について	78
7	関連事項	79
8	設計変更の事例	81

1 背景・目的

- ✓ 土木工事では、個別に設計されたきわめて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特性を有している。
- ✓ 当初発注時に予見できない事態に備え、その**前提条件を明確にして設計変更の円滑化を図る**必要がある。

**発注者（発注時）**

設計積算にあたって、「**土木工事条件明示の手引き（案）**」に基づき、記載されている工事内容に係る項目については、**必ず条件明示するよう徹底**する。

**受注者（工事着手時）**

工事の着手にあたって「**土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）**」に基づき、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」して進める**ことが重要である。

契約図書に明示されている事項

- ◆ 契約図書に**明示されている内容と実際の現場条件が一致しない**
- ◆ 契約書の関連条項に基づき、**設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更**が必要となる

契約図書の明示が不明瞭な事項

- ◆ 任意仮設等の一式計上されている事項や**設計図書に脱漏又は表示が不明確**
- ◆ **変更対応が問題**となる

- ✓ 発注者と受注者における費用等のとらえ方に相違があり、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたす場合がある。
- ✓ 予め設計変更業務の改善を図るためには、受発注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要がある。

※契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。設計図書とは、共通仕様書、特記仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表をいう。



設計変更業務の改善を図るため

「土木工事設計変更ガイドライン」を作成

2 活用方法



受発注者共通の活用

- ・設計変更協議や手続き等を円滑に行うための参考資料として活用
- 「設計変更等検討部会」において、設計変更協議を行う際に活用

● : 直轄の取り組み



3 留意事項

1 「設計変更」とは

設計変更とは、

「契約変更の手続きの前に変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること」をいう。

「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（S44.3.31 建設省東地厚発第31号の2）
（定義）

2. 一 設計変更

工事請負契約書第18条及び第19条の規定により図面又は仕様書（金額を記載しない設計書を含む。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう

- **設計変更 = 契約変更ではないので注意**
 - 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
ただし、軽微な設計変更に伴うもの※は、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行なうことをもって足りるものとする
- ※軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう
- イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
 - ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、
それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%を超えるもの

2 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応

変更見込金額（変更累計金額）が請負代金額（当初請負代金額）の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においては、**一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額や工期の変更を行う**こととする。

この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、**変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更及び契約変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない**

直轄の取り組み

- ・令和7年度より、契約変更の手続きの透明性を確保するため、支出負担行為担当官発注工事において、大幅な増額変更等※の契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する試行を実施

※いずれかに該当するもの

- ①工事の区分が追加されるもの（例：トンネル工事に橋台工事を追加）
 - ②工事場所が追加されるもの
 - ③変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるもの
- ・適正性チェックの視点は、「変更理由」及び「工事を追加する場合には既契約の工事内容と分離して施工することが著しく困難であるか否か（一体性）」を確認

4 内容

1 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

（災害時等緊急の場合はこの限りではない）

- 設計図書に条件明示のない事項において、**発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工**を実施した場合
- **「承諾」で施工**した場合
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている**所定の手続きを経ていない場合**（契約書第18条～25条、共通仕様書1-1-1-16～1-1-1-18）
- **正式な書面によらない事項**（口頭のための指示・協議等）の場合

※「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。

※「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者または受注者が書面により同意すること。

2 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては設計変更が可能である。

- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要。）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合**
- **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）
- 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合

3 設計変更・先行指示にあたっての留意事項

- ・ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる
- ・ 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。）
- ・ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

4 設計変更が可能な場合の手続き

（１）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き〔 契約書第18条第1項の二 〕

- 例）・条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
・条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
・条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合

契約書 第18条（条件変更等）第1項二 に基づき、その旨を**直ちに監督職員に通知**



契約書 第18条（条件変更等）第4項、第5項 に基づき、必要があると認められるときは**設計図書の訂正・変更**（当初積算の考え方に基づく条件明示）



契約書 第24条（工期の変更方法）、第25条（請負代金額の変更方法等）に基づき、**「協議」により工期や請負代金額を定める**

（２）設計図書の表示が明確でない場合の手続き〔 契約書第18条第1項の三 〕

- 例）・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
・水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

契約書 第18条（条件変更等）第1項三 に基づき、条件明示が不明確な旨を**直ちに監督職員に通知**



契約書 第18条（条件変更等）第4項、第5項 に基づき、必要があると認められるときは**設計図書の訂正・変更**（当初積算の考え方に基づく条件明示）



契約書 第24条（工期の変更方法）、第25条（請負代金額の変更方法等）に基づき、**「協議」により工期や請負代金額を定める**

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き〔関係法令：契約書第18条第1項の四〕

- 例) ・設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
・設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
・設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない場合
・前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
・第3者機関等による制約が課せられた場合

契約書 第18条（条件変更等）第1項四に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを**直ちに監督職員に通知**

調査の結果、その事実が確認された場合は契約書 第18条（条件変更等）第4項、第5項に基づき、必要があると認められるときは**設計図書の訂正・変更**

契約書 第24条（工期の変更方法）、第25条（請負代金額の変更方法等）に基づき、**「協議」により工期や請負代金額を定める**

(4) 工事の工期延長等を行った場合

『**工事一時中止等に係るガイドライン**』による（38ページ～）

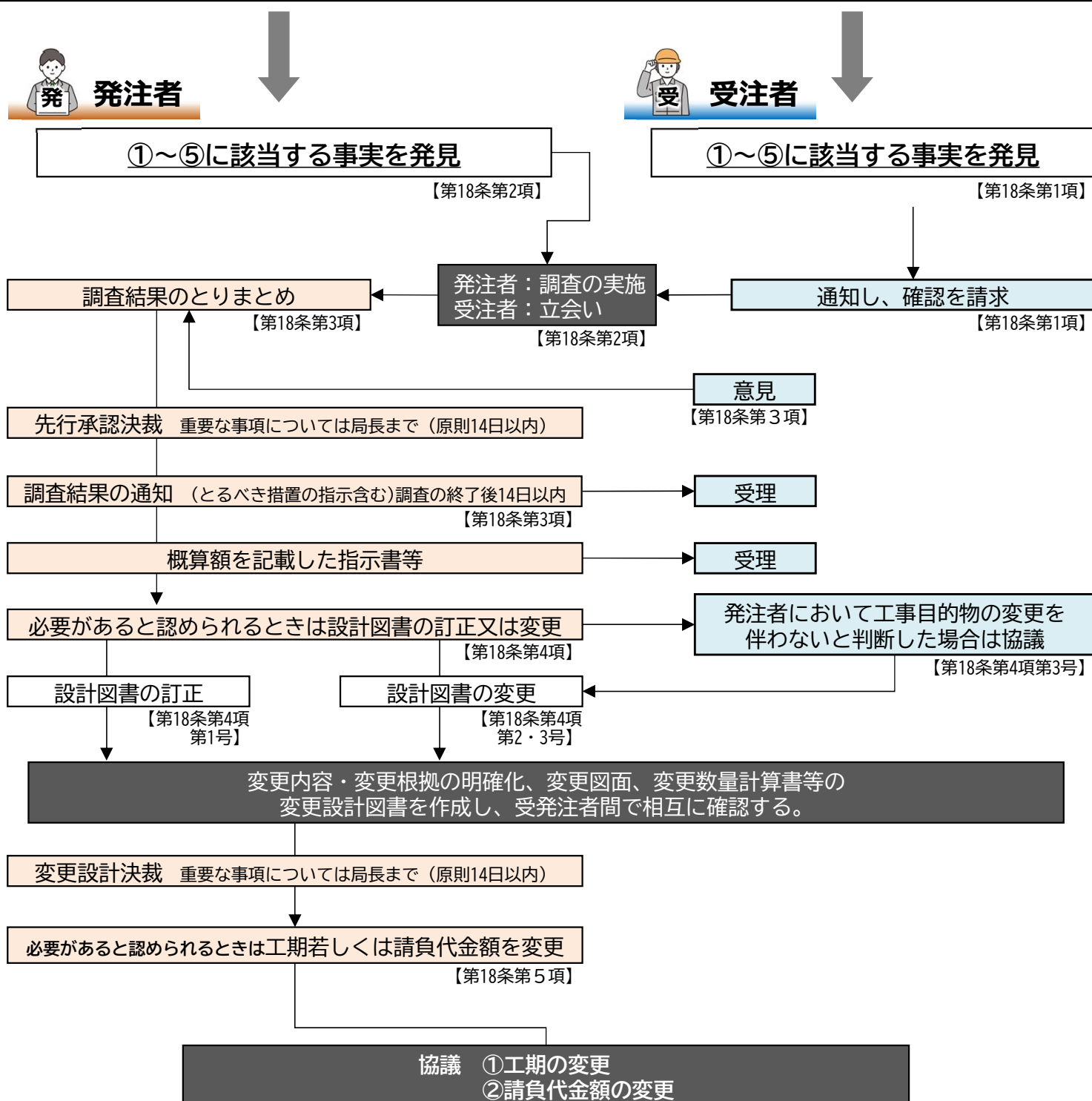
(5) 「設計図書の照査」の範囲を超える場合

『**土木工事設計図書の照査ガイドライン**』による（22ページ～）

5 設計変更手続きフロー

〔関係法令：第18条第1項〕

- ① 契約図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が**一致しない**こと
 ② 設計図書に**誤謬、脱漏**があること
 ③ 設計図書の**表示が明確でない**こと
 ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された**自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない**こと
 ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について**予期することのできない特別な状態が生じた**こと



〔第24条、第25条〕

6 一部変更指示について

- 工事の施工段階で契約書の「条件変更等」に該当するなどして、その**内容が変更になる場合は速やかに契約変更を行う**こととされている。
- 一方で、**止むをえない事情により契約変更を行うことができない場合は、発注者が受注者に指示書等の書面により指示**するものがある。

直轄の取り組み

- ・受発注者間で認識の共有を図るため、指示書等にその内容に伴う**増減額の概算額を記載し**、指示の内容や概算金額、必要な工期等について**設計変更等検討部会等を活用し、受発注者間で齟齬がないよう努めること**

【概算額記載にあたっての留意事項】

- ・指示書等を発出する際に、**概算金額（直工及び共通仮設費「積上分のみ」）を明示する。**
※変更金額が著しく少額または、既に単価合意済み工種を数量増減する場合は明示しない。
- ・**概算額の明示は、新規の工種・種別・細別とし、土木工事標準積算基準書、見積りの他、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料等を参考に記載することも可とする。**
- ・ここで言う概算額は、受注者の注文書・請書等の作成や発注者の予算管理を行うために記載する「参考額」であり、**留意事項には、「概算金額は、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。」と記載する**
- ・概算額（直工ベース）は**百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする**
- ・緊急に行う場合や何らかの理由により、概算額の算定に**時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行う。**

■ 施工内容の一部変更指示書（様式）

指示書		別紙	
様式-1 請示第 号 平成 年 月 日 受注者 〇〇建設株式会社〇〇支店 代表取締役 ●●●● 殿 (現場代理人経由) 総括監督員 〇〇事務所長 印 施行内容の一部変更指示書 平成 年 月 日契約締結した次の工事について、下記のとおり施行内容の一部を変更されたく指示します。 なお、この施行内容変更に伴う契約変更は、後日協議します。 工事名 〇〇工事 記 変更事項 1. 工事内容 別紙のとおり 2. その他 この施行内容一部変更指示書に伴う工期の延期または短縮については、契約変更時に別途協議する予定		一部指示する場合は、この別紙を参考に使用する。 変更事項 1. 工事内容および概算金額（直工ベース） (1) 〇〇工 (規格等) 〇m 3 〇〇 (百万円) (2) 〇〇工 (規格等) 〇m 2 〇〇 (百万円) (受注者参考見積もりより) (3) 〇〇工 (規格等) 1式 後日別途 (百万円) ※() 書きで記載できる試算根拠は、「受注者参考見積もり」以外にも、「土木工事標準積算基準の類似工種」や「他工事の類似工種」、「設計業務等の成果」、「協会資料等」など、その時点での情報を必要に応じて選択する。 ※指示時に概算金額を示せない場合は、上記1のとおりを「後日別途」と記載する。 ※金額単位は百万円以下の場合は(千円)単位とする。 指示時は上記範囲内を消して使用してください。 2. 留意事項 概算金額は、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。	

7 関連事項

■ 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。任意については、その**仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行い**、仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない**。ただし、**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合**は変更できる。

	指定	任意
設計図書	施工方法等について 具体的に指定 (契約条件として位置づけ)	施工方法等について 具体的には指定しない (契約条件ではないが、参考図として 標準的工法を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等の変更がある 場合の設計変更	行う	行わない 不適切 事例①
当初明示した条件の 変更に対応した設計変更	行う	行う 不適切 事例②

任意の趣旨を踏まえ、受発注者ともに適切な対応をするように注意が必要

■ 任意における不適切具体事例①

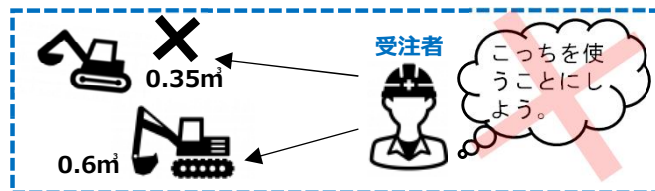
(発注者)

- 受注者が新技術を活用して施工したいと申し出たが、発注者側に活用経験がないため、積算上の工法（標準的な工法）で実施するよう指示した。



(受注者)

- 受注者が任意で標準歩掛における使用機械の機種と異なる規格の機械を使用し、機械経費が標準歩掛と乖離したことから、発注者に対し設計変更の対象とするよう協議した。



■ 任意における不適切具体事例②

(発注者)

- 鋼矢板の施工方法を指定仮設により発注したが、条件明示と異なる地質が確認されたため、受発注者間で協議し、受注者は当初と異なる工法で施工したが、設計変更の対象としなかった。



(受注者)

- 当初の設計図書において指定された工事用道路の位置や使用期間等の条件について、発注者と協議せず当初の条件明示と異なる内容により施工を行った。



■ 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義は、各段階で解決しておくことがスムーズな設計変更につながる

入札前

- この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告（又は見積依頼書）、図面、仕様書、北陸地方整備局競争契約入札心得（又は北陸地方整備局随意契約見積心得）、工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。

〔 現場説明資料 説明事項 1. 入札（又は見積書の提出）について（1） 〕

- 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書等の契約担当官等が示す図書及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

〔 競争契約入札心得 第4条（入札等） 〕

契約後

- 総価契約単価合意方式は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等をもって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施するものである。

〔 総価契約単価合意方式 実施要領 1. 目的及び内容 〕

- 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
- また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。

〔 共通仕様書1-1-1-3 設計図書の照査等 〕

8 設計変更の事例

工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

- 用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計通りの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
- ・予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。と示されていた。

- ・一部分について用地交渉が不調

設計通りの構造での施工は不可能だなあ。



変更設計

- ・用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。
- ・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

ポイント

設計図書を変更する必要がある場合、数量増減に伴う請負代金額の変更を行う。【契約書第19条（設計図書の変更）】

工事目的物の追加

- 埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

当初設計

- ・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督職員が別途指示する。と示されていた。

- ・埋設管が工事の支障となる

ここに埋設管があるね！



変更設計

- ・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。
- ・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。

ポイント

工事に影響する可能性が大きい場合、特記仕様書又は図面には「存在」を記し、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約書第18条（条件変更等）】

施工数量の増減

- 一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。
- ・また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。と示されていた。

- ・一部用地において所有者との交渉が難航



変更設計

- ・工事の一時中止を指示し、工期延長を行い、工期延長等に伴う増加費用を計上する。
- その後
- ・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算する。

ポイント

設計図書を変更する必要がある場合、数量増減に伴う請負代金額の変更を行う。【契約書第19条（設計図書の変更）】

施工方法等の変更

- 排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

当初設計

- ・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていなかった。

- ・渇水のために水質汚濁が危惧された



変更設計

- ・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。
- ・変更積算は濁水処理設備等について計上。

ポイント

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が設計変更等検討部会で認められたもの。

工事の中止

- 用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延長を行った。

当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定通り処理できない場合は、監督職員と協議する。と示されていた。

- ・用地取得交渉に不測の日数を要した



変更設計

- ・工事の一時中止を指示し、工期延長を行い、増加費用を計上。【契約書第20条（工事の中止）】

ポイント

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理の見込み時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

工期の変更

- 予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

当初設計

- ・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

- ・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完成出来なかった



変更設計

- ・受注者から河川の増水により施工が不可能である旨を説明（工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表等）。
- ・工期の延長を行い、増加費用を計上。
【契約書第22条（受注者の請求による工期の延長） 第24条（工期の変更方法）】

ポイント

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

工期短縮に伴う変更

- 予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了できないため、工期延長を行った。

当初設計

- ・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。



変更設計

- ・受注者から河川の増水により施工が不可能である旨を説明（工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表等）。
- ・工期の延長を行い、増加費用を計上。【契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）第24条（工期の変更）】

- ・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工を含めると当初工期内で完成できなくなった。



ポイント

河川の増水が良きできないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる推移の状況であり、施工できない水位であることを示さなければならない。

■ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）事例集

北陸地方において実際に発注された工事の一時中止事例を集めたもの



北陸地方整備局ホームページに掲載

(https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0404_4tenset-stop_jirei.pdf)

■ 土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集

北陸地方において実際に発注された工事の設計変更となった事例、及びならなかった事例を集めたもの



北陸地方整備局ホームページに掲載

(https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h3104_4tenset-henkou_jirei.pdf)

VI 受発注者間のコミュニケーション

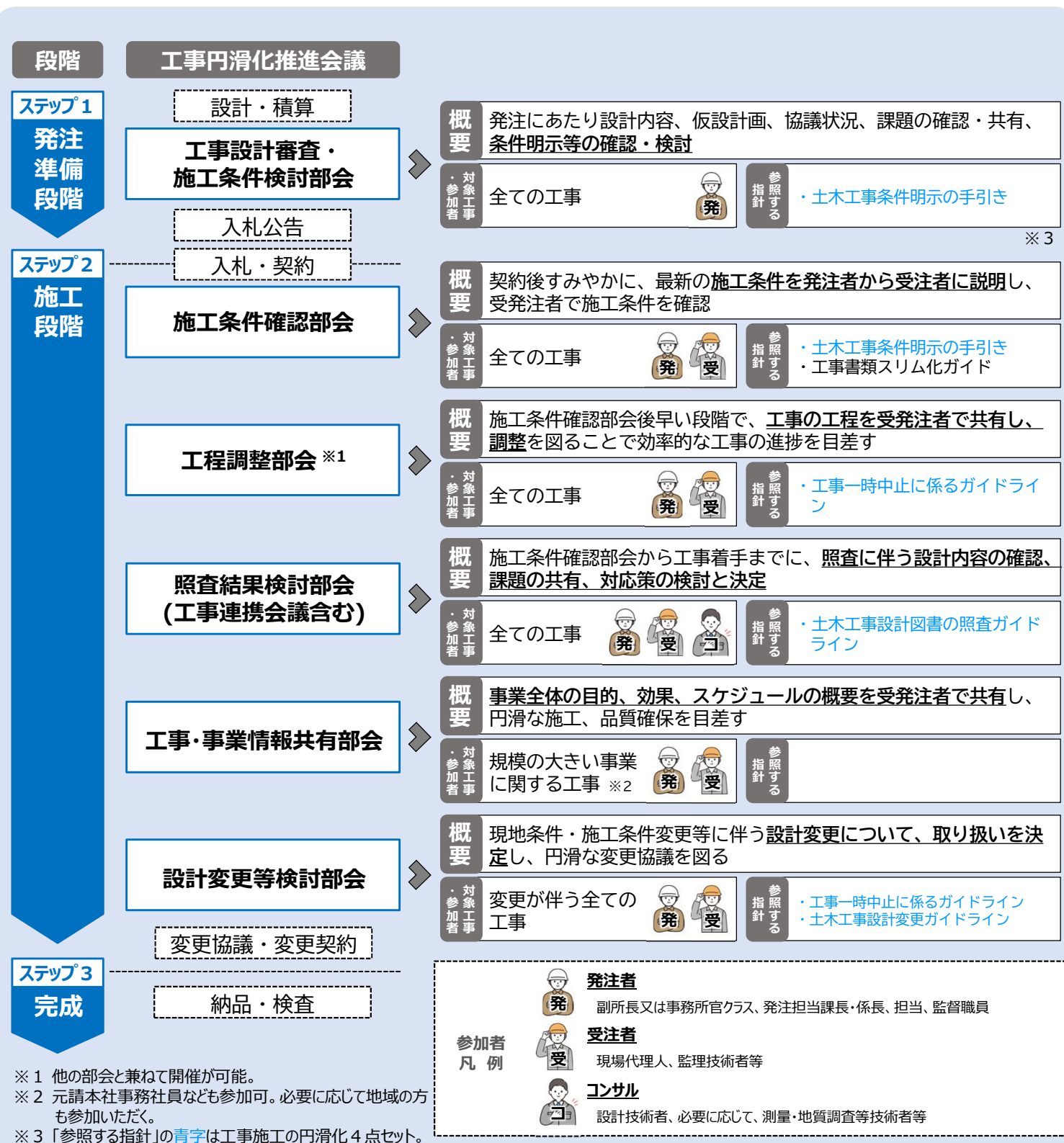
1	工事円滑化推進会議	85
①	工事円滑化推進会議の全体像	85
②	工事円滑化推進会議の取り組み状況	86
③	工事円滑化推進会議の開催要否確認チェックシート	87
2	ワンデーレスポンス	88
3	ウィークリースタンス	89
4	良くわかる〇〇シリーズ	90
5	工事書類スリム化ガイド	91

VI 受発注者間のコミュニケーション

1 工事円滑化推進会議

直轄の取り組み

1 工事円滑化推進会議の全体像



(「良くなる工事円滑化推進会議」(P2) 図-1 工事円滑化推進会議の全体像を加工)

※詳細は、「良くなる工事円滑化推進会議」「良くなる工事連携会議」を参照

VI 受発注者間のコミュニケーション

2 工事円滑化推進会議の取り組み状況

工事円滑化 推進会議	取り組み状況	
工事設計審査・施工条件検討部会		原則、全ての工事で実施
施工条件確認部会		
工程調整部会		
照査結果検討部会 (工事連携会議を含む)	※工事連携会議は平成16年から設置	
工事・事業情報共有部会		
設計変更等検討部会		

VI 受発注者間のコミュニケーション

3 工事円滑化推進会議の開催要否確認チェックシート

- ・工事円滑化推進会議開催時に、「開催要否確認チェックシート」により受発注者間で開催状況を確認し、ASPなどを活用し、チェックシートを受発注者間で共有すること
- ・特に、最終の設計変更等検討部会が終了した時（工事完成時等）は、最終版チェックシートを確実に受発注者間で共有すること

2406Ver

工事円滑化推進会議の開催要否確認チェックシート

工事名	R5〇〇道路改良工事		
工 期	(当初)	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	事務所
	(変更)	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	受注者
			〇〇事務所 (株)〇〇建設
1. 工事設計審査・施工条件検討部会【ステップ1】			発注者のみ
実施時期：工事公告前			開催必須
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 出席者の時間が確保出来ない ☐ その他 その他の理由：
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか		
協議内容	☐ 設計内容の確認 ☐ 地形地質状況の確認 ☐ 用地取得状況の確認 ☐ 協議関係の確認 ☐ 仮設計画の確認・検討 ☐ 条件明示の確認・検討 ☐ その他		
2. 施工条件確認部会【ステップ2】			受注者・発注者
実施時期：契約後すみやかに実施(概ね2週間以内)			開催必須(発注者から開催を連絡)
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の連絡 ☐ 発注者から開催を連絡 ☐ 受注者から開催の要請あり
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 受注者の都合により開催を見送った ☐ その他 その他の理由：
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか		
協議内容	☐ 設計内容の確認 ☐ 地形地質状況の確認 ☐ 用地取得状況の確認 ☐ 協議関係の確認 ☐ 仮設計画の確認 ☐ 条件明示の確認 ☐ 地元対応 ☐ 環境配慮事項 ☐ その他		
3. 工程調整部会【ステップ2～3】			受注者・発注者
実施時期：施工条件確認部会後(随時)			開催必須(受注者の希望による※発注者から確認)
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の連絡 ☐ 発注者から開催を連絡 ☐ 受注者から開催の要請あり
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 受注者が開催を希望しなかった ☐ その他 その他の理由：
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか		
協議内容	☐ クリティカルパス ☐ 工事進捗状況 ☐ 工事工程に影響を及ぼす事象とその対応について ☐ 今後の工事工程 ☐ その他		
4. 照査結果検討部会(=工事連携会議)【ステップ2】			受注者・発注者・設計(調査)者
実施時期：契約後～工事着手まで			必要に応じて開催
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の発議 ☐ 受注者からの発議 ☐ 発注者からの発議
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 受注者が開催を希望しなかった ☐ その他 その他の理由：
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか		
協議内容	☐ 受注者による照査事項の確認、その扱い ☐ 設計内容(条件明示含む)と課題の共有 ☐ 対応策の決定 ☐ 変更の取り扱い ☐ その他		
5. 工事・事業情報共有部会【ステップ2】			受注者・発注者
実施時期：照査結果検討部会の前後(同時可)			規模の大きい事業の工事を対象
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の発議 ☐ 受注者からの発議 ☐ 発注者からの発議 ☐ 受発注者間で協議し未開催を決定
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 大規模事業に該当しない(そくわない) ☐ その他 その他の理由：
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか		
協議内容	発注者 ☐ 当該工事を含む事業全体の目的や内容 ☐ 効果(ストック効果) ☐ その他 受注者 ☐ 工事の詳細工程 ☐ その他		
6. 設計変更等検討部会【ステップ3】			受注者・発注者
実施時期：契約変更前			必要に応じて開催(複数回開催可)
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の発議 ☐ 受注者からの発議 ☐ 発注者からの発議
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 受注者が開催を希望しなかった ☐ 他の会議等で代替 ☐ その他 その他の理由：
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか		
協議内容	☐ 設計条件・施工条件変更等に伴う変更処理の解決 ☐ 受発注者で大きな乖離が生じている変更課題の解決 ☐ その他、発注者または受注者の申し出による課題事項の解決		

注)「良くなる工事円滑化推進会議」や工事施工の円滑化4点セットを良く確認すること

注)記載にあたっては、別添の「運用にあたっての留意点」を良く確認すること

VI 受発注者間のコミュニケーション

2 ワンデーレスポンス〔土木工事共通仕様書1-1-1-4〕

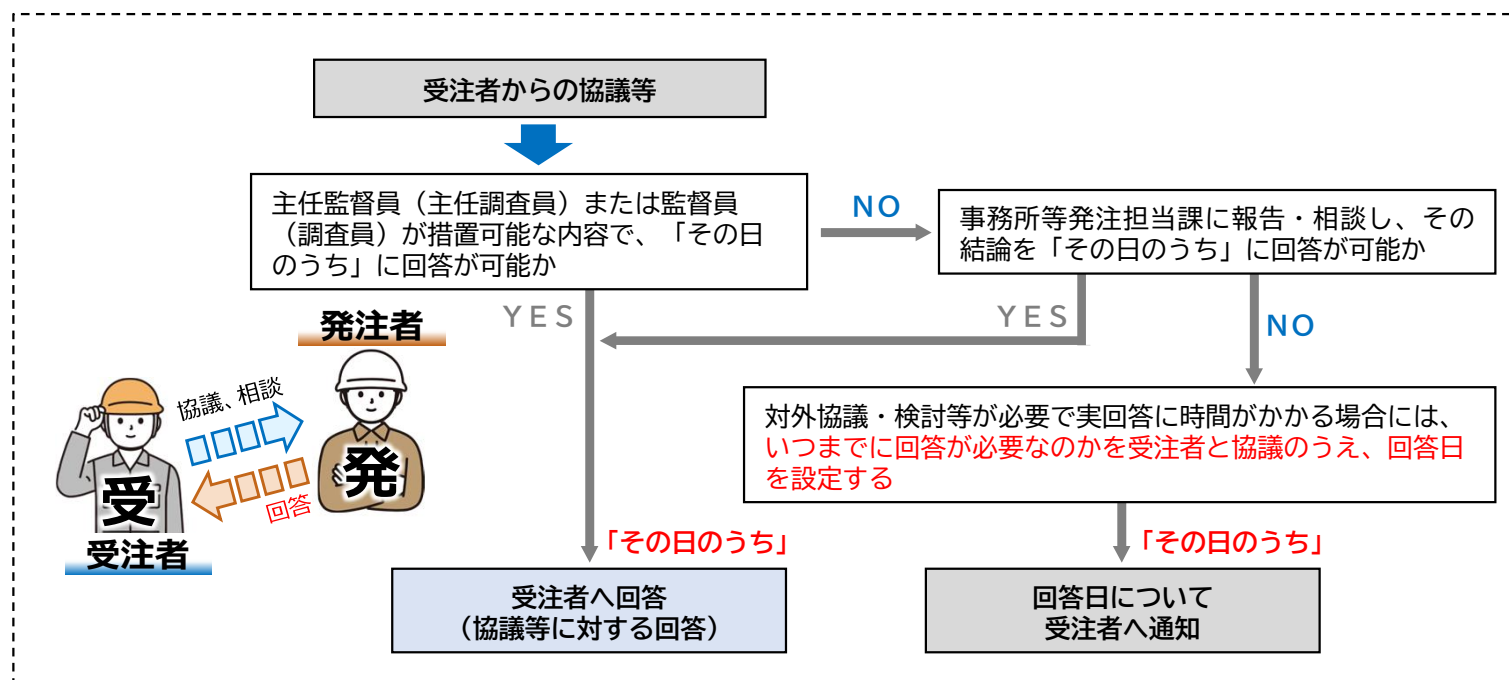
直轄の取り組み

監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

ワンデーレスポンスとは、**受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答すること**をいう。

- **全ての工事を対象**とする。
- 受注者からの質問、協議等への回答は、「その日のうちに」指示、通知等を行うことを原則とする。ワンデーレスポンスは、**全て1日で回答しなければならないというものではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答にあたっては、組織的に迅速に対応するものとする。**
- 即日回答が困難な場合は、受注者に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのかを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、通知すること（必要に応じて一時中止を指示する）。なお、確実な回答を行うこととし、協議打合せ簿を受理しないといったことがあってはならない。
- 受注者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知する。

■ ワンデーレスポンスのフロー



VI 受発注者間のコミュニケーション

3 ウィークリースタンス〔土木工事共通仕様書1-1-1-5〕

直轄の取り組み

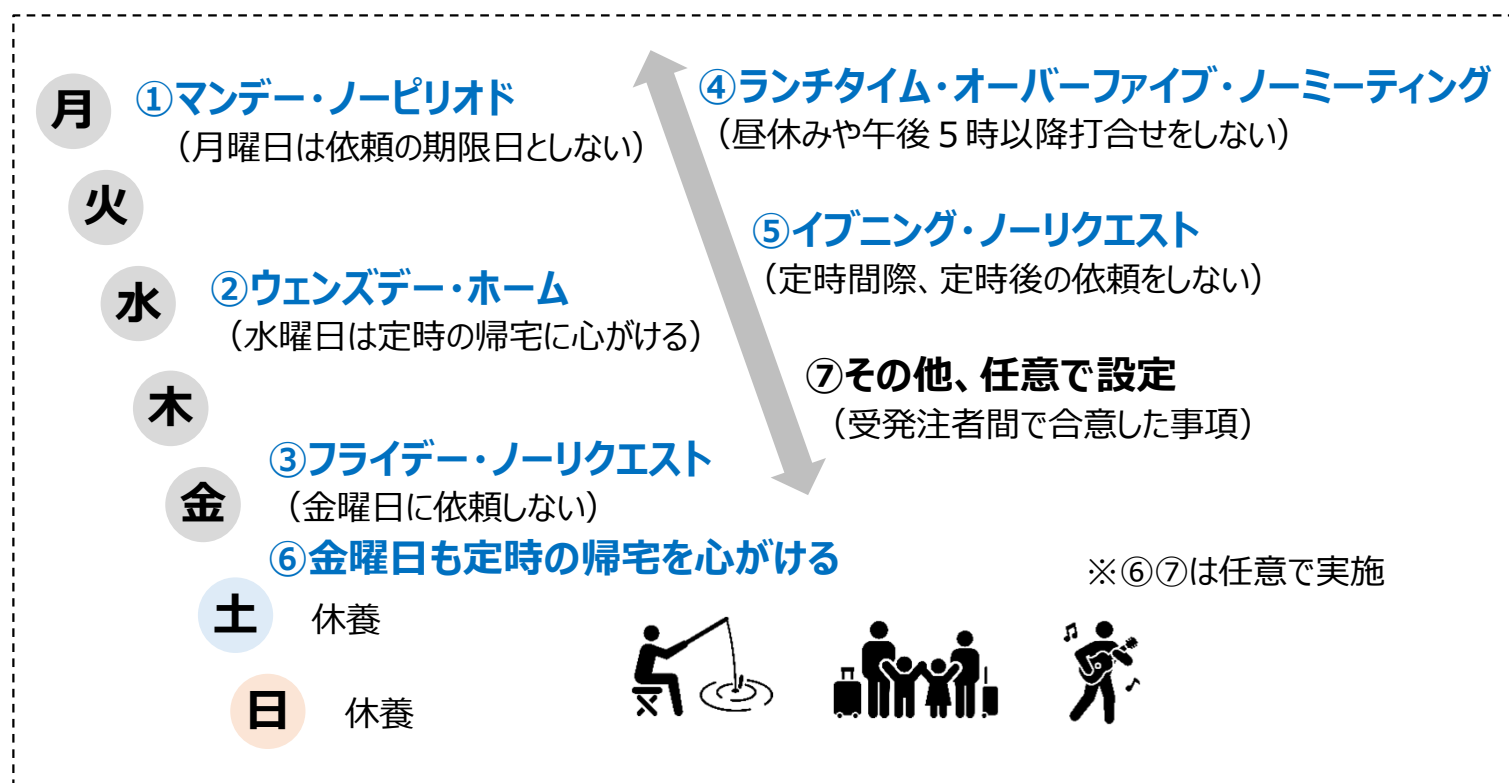
監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。

ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

- 全ての工事を対象とする。※
- 施工条件確認部会等において、受発注者間で取組内容を定めるものとし、確認及び状況報告等は、工程表及びASPを活用する。
- 災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

※測量、地質、コンサルタント業務においても、ウィークリースタンスに取り組んでいることから、図面作成等を設計コンサルタントに依頼する場合は業務におけるウィークリースタンスも考慮すること

■ウィークリースタンスの取り組み内容



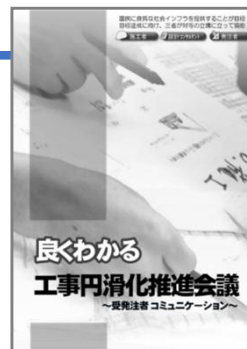
VI 受発注者間のコミュニケーション

4 良くわかる〇〇シリーズ

工事の施工に係る受注者・発注者間のコミュニケーション向上の仕組みや設計業務等の品質確保の取り組みについて、その内容、進め方等について詳しく解説した手引き書を作成

■『良くわかる工事円滑化推進会議』（工事関係）

受注者、発注者における工事施工の打合せ、協議等のコミュニケーションに関する進め方をシステムとして捉えた仕組み「工事円滑化推進会議」について、会議の目的、定義、内容、進め方等について詳しく解説



■『良くわかる設計と工事の図面』（工事関係）

図面の取り扱いについて、発注者（設計業務と工事がある）、設計者（コンサルタント）、施工者（建設業）の三者において、図面の種類ではなく、図面の取り扱いに関して、その名称、作成主体、位置づけ等について詳しく解説



■『良くわかる工事連携会議』（工事関係）

工事の発注者、設計者（コンサルタント）、施工者（建設業）が一堂に会し、設計意図等の施工段階への継承と反映、3者の責任の範囲と明確化、工事施工段階における条件変更時の対応等について調整する「工事連携会議」の目的、定義、内容、進め方等について詳しく解説



■『良くわかる設計業務等の品質確保』（設計業務等関係）

設計業務等の品質確保に関する取り組みを受・発注者の責任を明確にし、わかりやすくとりまとめ、詳しく解説



■ 良くわかる〇〇シリーズ

北陸地方整備局 よくわかる〇〇シリーズ

検索

北陸地方整備局ホームページに掲載

(<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>)



VI 受発注者間のコミュニケーション

5 工事書類スリム化ガイド

建設現場における生産性向上・働き方改革の実現に向けて、工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化等、現場技術者の負担を軽減するための観点を示すとともに、具体的な取組み事例を紹介する「工事書類スリム化ガイド」を作成

令和 8 年 3 月改訂

現場技術者の負担軽減を図るための取組み

[5 つの要点]

第 2 版

工事書類スリム化ガイド

～ 現場技術者の負担軽減のために ～

5 つの要点

Main Points

役割分担
と責任

円滑化

情報通信
機器の活用

ペーパー
レス化

削減と
簡素化

令和 8 年 3 月

北陸地方整備局 企画部
技術管理課



1. 受注者と発注者の適切な役割分担

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

3. 真に必要な書類のみを適時作成

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

5. 情報通信機器の活用等により、各種打ち合わせ・段階確認・検査等を効率化



■ 工事書類スリム化ガイド

北陸地方整備局 工事書類スリム化ガイド

検索

北陸地方整備局ホームページに掲載

(<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka/slimukaguideR8.3.pdf>)



VII 參考資料

1	公共工事標準請負契約約款	93
---	--------------------	----

1 公共工事標準請負契約約款

（総則）

- 第一条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 <以降省略>

（工事用地の確保等）

- 第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（条件変更等）

- 第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後〇日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

- 第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第二十二條 受注者は、天候の不良、第二條の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第二十三條 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第二十四條 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十二條の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第五十九條に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十條に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

第二十五條 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第五十九條に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十條に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の催告による解除権）

第五十一條 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第五十二條 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第十九條の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の〇（工期の十分の〇が〇月を超えるときは、〇月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後〇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

ご意見・ご要望・お問合せ先

国土交通省 北陸地方整備局 技術管理課
kikaku-gikan02@hrr.milt.go.jp